

令和5年度に発生した野々市市立■■■■中学校に在
籍した女子生徒の転校事案に関する調査報告書

2025（令和7）年3月31日

野々市市いじめ調査委員会

目 次

第1章 いじめ調査委員会について	3頁
第1 設置に至る経緯	3頁
第2 委員会の設置と委員構成	3頁
第3 委員会の開催の経過	3頁
第4 調査の方針及び方法	5頁
第2章 認定した事実関係	6頁
第1 本生徒について	6頁
第2 事実経過	7頁
第3章 いじめの認定	47頁
第1 いじめの定義	47頁
第2 本生徒に対するいじめの有無	48頁
第4章 学校及び市教委の対応とその評価	58頁
第1 学校の対応とその評価	58頁
第2 市教委の対応とその評価	83頁
第5章 提言	89頁
第1 未然防止対応・早期対応について	89頁
第2 いじめ防止方針の遵守・徹底	90頁
第3 S Cの充実した利活用	91頁
第4 市教委と学校との連携・情報共有体制の改善	92頁
第5 事実確認の方法についての再確認	93頁
第6 SNS問題への取組み	95頁
第7 被害生徒の声に真摯に向き合うことの重要性	96頁
第6章 おわりに	97頁

第1章 いじめ調査委員会について

第1 設置に至る経緯

令和5年度、野々市市立■■■中学校（以下「学校」）において、当時中学3年生であった女子生徒（以下「本生徒」）がいじめを訴え、2学期から転校することとなった。

これを受けて、同年8月29日、野々市市教育委員会（以下「市教委」）は、本事案をいじめ防止対策推進法28条1項1号の重大事態と判断した。

重大事態の調査は、いじめ防止対策推進法28条に基づき、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて調査を行うものとされており、本事案においても、同条、及び、野々市市いじめ調査委員会設置要綱に基づき、野々市市いじめ調査委員会（以下「本委員会」）が設置されることとなった。

第2 委員会の設置と委員構成

本委員会は、市教委から各専門職団体への推薦依頼に基づき各団体等から推薦された委員により構成され、令和5年11月9日に設置された。

本報告書を作成した時点の構成員は、弁護士2名、研究職1名、臨床心理士2名、精神科医1名の合計6名により構成されており、各委員の氏名は下記のとおりである。

記

委員長	小島次郎	（弁護士、弁護士法人北尾法律事務所）
副委員長	安本真由美	（精神科医、やすもと医院）
委員	佐野隆子	（臨床心理士）
委員	上野花穂	（弁護士、弁護士法人あさひ法律事務所）
委員	岩岸絵美	（臨床心理士）
委員	森永秀典	（准教授、金沢星稜大学人間科学部こども学科）

第3 本委員会の開催の経過

本委員会は、令和5年11月9日に設置されて以降、令和7年3月25日までの間に、計25回の委員会を開催した。委員会の各開催日の間には、必要に応じて一部委員による打合せや、電子メールを利用した委員間での情報共有を行った。

本委員会の開催期日における協議・検討とは別に、各委員において分担して関係者

への聞き取り調査を行ったほか、各委員において資料の確認・検討を行った。

なお、本委員会の設置から本報告書が提出されるまでの間における、委員会の開催された日付は下記のとおりであった。

記

2023（令和5）年	11月 9日	第1回	委員会開催（本委員会の設置日）
	12月 4日	第2回	委員会開催
	12月25日	第3回	委員会開催
2024（令和6）年	1月26日	第4回	委員会開催
	2月13日	第5回	委員会開催
	2月29日	第6回	委員会開催
	3月18日	第7回	委員会開催
	4月 9日	第8回	委員会開催
	4月13日	第9回	委員会開催
	5月 8日	第10回	委員会開催
	5月29日	第11回	委員会開催
	6月24日	第12回	委員会開催
	7月20日	第13回	委員会開催
	8月 7日	第14回	委員会開催
	9月 2日	第15回	委員会開催
	10月 3日	第16回	委員会開催
	11月 6日	第17回	委員会開催
	12月 4日	第18回	委員会開催
	12月25日	第19回	委員会開催
2025（令和7）年	1月24日	第20回	委員会開催
	2月19日	第21回	委員会開催
	2月25日	第22回	委員会開催
	3月 7日	第23回	委員会開催
	3月18日	第24回	委員会開催
	3月25日	第25回	委員会開催
	3月31日		本報告書の提出日

第4 調査の方針及び方法

1 調査の方針

本委員会は、いじめ防止対策推進法及び、野々市市いじめ調査委員会設置要綱に基づき設置され、その目的は、本事案における事実関係を明らかにするとともに、同種事態の発生防止に資する提言を行うことである。特定の個人や組織の民事上ないし刑事上の法的責任を明らかにすることを目的とするものではない。

その一方で、再発防止に資する提言を行うためには、民事上ないし刑事上の法的責任とは別の視点からの評価が必要となる。例えば、いじめ対応に当たった関係者の言動が、実際に児童生徒に不適当な影響を与えたのかにとどまらず、不適当な影響を与えたのか明確に認定できなかったとしても、そのような可能性（おそれ）が高い言動であれば、再発防止にとっては、同様に重要な検討対象となる。

このような考えのもと、本委員会は、児童生徒にとって影響を与えたと明確に認定できる事項に限らず、その可能性（おそれ）が高く、同種事態の再発防止に資すると考えた事項については、広くその調査対象とした。

2 調査の方法

調査にあたっては、いじめの有無及びその態様、重大事態に至った経緯、本生徒らの人間関係、学校・市教委の対応をできるだけ詳細に把握するよう努めた。調査方法としては、学校・市教委から提出された資料に加え、生徒、教員、市教委、外部専門家（いじめ対応アドバイザー、S C、精神科医）等の関係者からの聞き取りを行った。

ただし、調査においては、証拠の散逸や全ての関係者の協力が得られたわけではないなどの事情もあり、必要な物的証拠が全て確認できたわけではなかった。また、関係者からの聴き取りについては、事前に本委員会の調査への協力の意向を確認し、応じてくれた関係者からの聴き取りにとどまった。本報告書の作成にあたっては、このような調査上の制約があったことにご留意いただきたい。

また、調査した結果に基づき事実を把握するにあたっては、客観証拠自体の信用性や、供述証拠については客観証拠との整合性、同じ事実に関する複数人による供述の一致の有無・程度、供述者と関係者間の利害関係の有無・程度、供述者自身の直接的な体験であるか等も総合的に検討したうえで、本委員会として信用できると判断した内容をもとに、事実関係を認定した。

第2章 認定した事実関係

第1 本生徒について

1 家族関係

生徒と他の家族との間には、特段問題は見受けられなかった。

2 本生徒の性格・人柄

(1) 学校外での本生徒の様子・評価

本生徒は弱音を吐くことはほとんどなく、寡黙に努力を重ねる性格である。

習い事（ ）や部活動（ ）にも積極的に取り組み、 では、全国大会への出場経験も有している（ただし、本件の発生年度においては、全国大会への出場資格を得ていたものの、出場を辞退している。）。また、部活動の においても、県大会に出場する等、積極的に活動していた。

調査の中では、心の健康度も高く、本件以前の発達面についても健康に発達していたことが認められた。なお、感情的ではなく、理性的に物事をとらえる生徒であり、年上や大人の人とも対等に話ができる

(2) [REDACTED]

[illegible]

(3) [REDACTED]

[illegible]

[REDACTED]

第2 事実経過

以下、特に言及しない限り、令和5年の出来事である。また、学校での対応についても、令和5年における対応である。

1 修学旅行での班・グループ決め

- (1) 本生徒の3年生の学年では、5月9日（火）から11日（木）にかけて修学旅行が予定されていた。4月中旬頃、修学旅行における各種の班決めが行われた。

具体的には、修学旅行1日目の京都散策時の班やホテルでの宿泊部屋の班決めが

行われた。これらの班決めは各クラス内で班を決めることとされており、いずれも本生徒、生徒A及びCの3人は同じ班となった。

- (2) 修学旅行2日目には、ユニバーサルスタジオジャパン（以下「USJ」）での自由行動が予定されていた。学校からは、その自由行動の際には、生徒1人で回ることのないように、また、誰と一緒に回るか事前に担任に報告するようにとの指示がなされた。このUSJでの自由行動のグループは、クラス内で決めるなどの制約はなく、学年内で自由にグループを決めて良いとされた（以下「USJグループ決め」）。担任への報告期限は4月17日（月）とされた。

2 生徒Bのダイレクトメッセージ（以下「本件USJ・DM」）

- (1) 4月16日（日）の19：40頃、本生徒は生徒Bとの間で、USJでの自由行動時の持参物や格好（カチューシャや被り物等）等について、インスタグラムのアプリケーション（以下「インスタ」）を利用したダイレクトメッセージ（以下「DM」）にて、やり取りを交わしていた。

同日20：01頃、生徒Bから本生徒に対し、「明日までに修学旅行のユニバ回るメンバー決めないといけないやん??」「もう計画とかたてちゃってて4人で周りたいんやけど大丈夫??」「〇〇（引用者注：本生徒の呼称）まわる人いる?」とのインスタDMが送信された。

本生徒はこれに対し、「回る人おらんけど4人で回るんなら大丈夫だよー」と返信した。

- (2) この時の本生徒は、生徒Bが本件USJ・DMを送信してきた理由も分からず、生徒B個人の意見なのか、それとも生徒Aら4名の意見なのかも分からず、ひどく混乱した。そして、自身が文句や意見を言えるようなことでは無いとの思いから上記の返信をした。このときの本生徒の様子は、顔色も悪く、表情も強張っており、家族が何があったのかと非常に心配するような状況であった。
- (3) 本生徒は、混乱した状態のままであり、学校で生徒Aら4名にどう対応したら良いのかも分からなかったことから、翌17日（月）から同月20日（木）まで、学校を欠席した。この間、生徒Aら4名との連絡を絶つため、SNSのアプリケーションを一度アンインストールした。

学校に対しては、本生徒の母が欠席の連絡を行った。その際、本生徒は、欠席理由については自分から信頼できる先生に説明したいとの希望を伝え、この時点では

学校に具体的な欠席理由までは伝えなかった。

3 本件U S J・DMの経緯

なお、生徒Bが本件U S J・DMを送信した経緯は次のとおりであった。

- (1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

- (2) 3年生のクラス発表がされた頃、生徒Aら4名は、U S Jグループ決めについて本生徒はどうするのだろうという話をした。

その際、生徒A以外の3名は、本生徒のことを生徒Aら4名の誰も嫌っているわけでもなく、本生徒も一緒に回るつもりがあるのなら5人で回ればよいのではないかと考えた。

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

生徒B、C及びDの3名は、仲の良い生徒Aの意向を尊重し、4名で回ることになった。

- (3) 生徒Aら4名の間では、本生徒が5人で回っているのであれば、生徒Aら4名で回る予定であることは早めに伝えた方がよいのではないかという話になった。しかし、どのように伝えたら良いのか迷っているうちに時間が経過し、担任への報告期限前日の4月16日（日）に伝えることになった。

また、誰が本生徒に伝えるのかについては、本生徒と一番仲が良い生徒Aや同じクラスの生徒Cが伝えると本生徒との関係が悪くなることなどを懸念した結果、見かねた生徒Bが自らが伝えることを提案し、本件U S J・DMを送信した。なお、この時の生徒Bと本生徒とのインスタDMのやり取りについては、生徒Aら4名のなかで情報が共有されていた。

4 本生徒と一緒に回る人を探したか否か

本委員会では、本件US J・DMの前後に生徒Aら4名の間で「本生徒と一緒に回る人を探してあげよう」という話合いがあったか否か、実際に探したのか否か（以下「本件グループ探し」）についても調査、検討した。その結果、当委員会が認定した内容は次のとおりである。なお、すでに時間が経過していたことや、確認できる資料の散逸などもあり、調査には限界があったことに留意されたい。

- (1) 生徒Aら4名は、4名で回ることをどうやって本生徒に伝えるかを話し合っている中で、本生徒は■■■■部の部員たちとUS Jでのグループを組むのではないかと、という話をした。4月9日（日）、生徒Bは本生徒に「■■■■部と回る？US J」とインスタDMを送信しており、この時期であったと考えられる。これに対し、本生徒は、■■■■部の部員と回することは考えていない旨を回答した。

生徒Aら4名は、自分達と■■■■部以外となると、本生徒は誰とUS Jでのグループを組むのだろうか心配する内容の話をしたが、特に結論は出なかった。また、他の生徒に声をかけるなどの行動をとることもなかった。

一方、本件US J・DMを送信した前後に、生徒Bが本生徒に対して本件グループ探しについての連絡をしたことまでは確認できなかった。

また、本生徒においては、上記4月9日（日）の生徒BからのインスタDM以外には、本件グループ探しに関する連絡があったとは認識していない。

- (2) 上記(1)の経緯の評価について、生徒Aら4名の中では、本件グループ探しに当たると認識している生徒と、単にそのような話があっただけで本件グループ探しに当たるとまでは認識していなかった生徒と、その認識に違いがあった可能性がうかがわれた。

また、その後の時間の経過や資料の散逸もあり、生徒Bが本件グループ探しに関する連絡を本生徒にしたか否かについて、上記4月9日（日）の生徒BによるインスタDMの送信をもって、本件グループ探しの連絡をしたと認識している可能性もうかがわれた。

加えて、令和5年当時と本委員会による調査時点とで、記憶や認識が混濁している可能性のある生徒もいた。

5 生徒Aとのやりとり

- (1) 生徒Aは、4月18日（火）及び翌19日（水）に本生徒の安否を気遣うメッセ

ージを送信し、同月20日（木）頃には、本生徒の体調を心配する内容の手紙を本生徒の自宅に投函した。この時の生徒Aからの連絡の中には、本件USJ・DMやUSJグループ決めのことは触れられていなかった。

生徒Bは、本生徒に対し、同月19日（水）に電話を掛け、「〇〇（引用者注：本生徒の呼称）大丈夫??」などのインスタDMを送信した。

生徒C及びDからは、連絡はなかった。

- (2) 本生徒は、4月20日（木）、生徒Aからのメッセージや手紙を確認し、生徒Aは何も知らないのかもしれないとも考え、SNSアプリケーションを再びインストールし、生徒Aに対し、本件USJ・DMについて知っているのか等を確認するDMを送信した。

生徒Aはこれに対し、4人でUSJを回することは生徒Aら4名で決めたこと、奇数は乗り物に乗る時に困るからやめておいた方がいいと思ったこと、本生徒は、大人数があまり得意ではないのではないかと思っていたこと、生徒Bが気を利かせて連絡したこと、本生徒と回ってくれる人を探してあげようと思ったけど、分からずに今に至ったこと等を返信した。

本生徒は、生徒Aの説明内容が本当の理由を説明しているとは思えなかったことや、本生徒の意向も聞くことなく「本生徒と回ってくれる人を探してあげよう」という話をしていることについて、不快感を覚えた。

6 学校への連絡と対応

- (1) 4月20日（木）、学校で令和5年度の（第1回）教育相談部会が開催された。

この時点で本生徒は4日連続の欠席となっており、その欠席理由も告げられておらず、学校としては欠席理由も把握できていない状態であった。しかし、同部会記録には本生徒に関する記載はなく、特に話題に挙がっていなかったことがうかがわれる。

なお、本委員会は、教育相談部会の出席者からも事情を聴取した。その結果、令和5年度の教育相談部会においては、第1回だけでなくその後の同部会においても、本生徒の話題が挙がったことはあったものの、大きな問題として取り上げられることは無かった、との認識であった。

- (2) 4月21日（金）、本生徒は、遅刻して登校した。そして、担任とは信頼関係が築けていなかったことから、信頼していた学年主任との面談を希望し、本件US

J・DMの件を相談した。

学年主任からは生徒Aら4名との話し合いなどの提案があったが、本生徒は、生徒Aら4名への聴き取りや指導は求めないこと、学校にはとりあえず知っておいて欲しいだけであることを伝えた。また、本生徒は、生徒AやCと同じホテルに宿泊することは難しく、修学旅行には参加したくない意向も伝えた。

学校では、管理職や学年の教員の間で本件に関する情報共有がなされた。そして、この件に関しては、担任、学年主任、3年生生徒指導担当（以下「生徒指導担当」）の3名の教員が主担当となり、随時、生徒指導主事や教頭に報告し、教頭が校長に報告するという体制で対応することとなった。その際、本生徒と担任との信頼関係が築けていないと判断されたことから、生徒指導担当と学年主任が中心に対応にあたることとなった。

- (3) 4月24日（月）以降、本生徒は登校を再開した。学年主任より、つらいときなどは保健室を利用しても良いと紹介されたものの、修学旅行までの間、クラスでは以前のように生徒AやCと行動を共にしていた。しかし、このときの本生徒の様子について、口数が減っているように感じている生徒もいた。

- (4) 4月26日（水）、学校では（第2回）教育相談部会が開催された。

同部会の記録には、「各学年の様子」の項目に、本生徒と生徒Aの氏名が手書きされているものの、議論内容は不明であった。また、「3年生修学旅行欠席者」欄には本生徒の記載はなかった。

- (5) 4月27日（木）、学校では（第2回）生徒指導部会が開催された。

ア 同部会において、本件US J・DM及びその後の欠席の件、並びに修学旅行では宿泊せずに帰る予定であることが情報共有された。

また、学校は、仲間外れに該当するとして、「いじめ」と認知した。

イ なお、令和5年度の生徒指導部会のメンバーは、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、養護教諭、生徒指導サポーター（外部人材）の計9名であった。このうち、生徒指導サポーターは、同年度に実施された同校への「いじめ対応アドバイザー派遣事業」のアドバイザーも務めていたことから、以下「いじめアドバイザー」ともいう。

そして、同部会においては、いじめアドバイザーより、本生徒の件について、何日も休んでおり重要な問題であること、修学旅行を途中帰宅することも通常で

はなく、本人が指導を望まなくとも何もしないのは良くないこと、経緯などの丁寧な聴取が必要であることなどの意見が述べられた。また、早期に事実確認を行い、生徒Aら4名に本生徒の心情を理解させ、反省を促すなどの対応の必要性の指摘がなされた。

しかし、学校は、[] この時点では、本生徒側へのさらに詳細な聴き取りや、生徒Aら4名に対しての聴き取りや指導といった具体的な対応をとることはなかった。

- (6) なお、本件における実際の学校の対応体制と、学校が定める「[] 中学校いじめ防止基本方針」(以下「いじめ防止方針」)が求める対応体制との関係については、次のとおりであった。

ア いじめ防止方針においては、いじめ問題への対応体制として、常設の「いじめ問題対策チーム」(以下「対策チーム」)を設置するほか、具体的にいじめ事案を発見したときには「個別対応班」を設置するとされている。

イ 対策チームのメンバーは、令和5年度は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー(以下「SC」、令和5年度は2名)、生徒指導サポーターの計13名であった。そして、いじめ防止方針が定める年間計画では、4月の設置後、年8回(5, 6, 7, 9, 10, 11, 1, 2月)の会議が予定されている。

しかし、4月27日(木)にいじめ認知した時点では、対策チームでの議論や検討は何ら実施されなかった。

そして、同年度において対策チームでの協議が開催されたのは、後述する6月22日(月)に実施された、いじめ対応アドバイザー派遣事業に基づく事案対応と(第6回)生徒指導部会との兼用で開催された1回だけであった。

なお、本委員会による面談調査においては、対策チームについて認識している教員は少なく、管理職においても、生徒指導部会が常設の対策チームに該当するとの誤った理解を呈するものもいた。

ウ 個別対応班については、いじめ防止方針においてそのメンバーが「校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、学年主任、学級担任、学年生徒指導、部活動顧問、SC、生徒指導サポーター、※学

年職員も対応に参加」と定められている。

しかし、本件においては、明示的に個別対応班が設置されることはなかった。最後まで、担任、学年主任、生徒指導担当の3名の教員が担当となり、随時、生徒指導主事や教頭に報告し、教頭が校長に報告するという体制で対応にあたっていた。

この対応体制について、学校において個別対応班であるとの確認などはなく、対応にあたった教員らにおいても、いじめ防止方針に基づく個別対応班であるとの認識も有していなかった。

- (7) 4月28日(金)、学校は、市教委に「いじめに関する報告書」を提出し、いじめ認知を報告した。同報告書には、「事案の概要」として、次のように記載されていた。

『 5月の修学旅行について、被害生徒一人だけを仲間外れにする旨をSNSを通じて加害生徒から伝えられ、精神的苦痛を感じた。被害生徒が学年の教員に申し出て発覚した。被害生徒と保護者の希望により、加害生徒への指導及び家庭連絡は行っていない。 』

- (8) 修学旅行における班・グループ決めにに関する他の生徒らの状況

なお、本調査においては、本生徒及び生徒Aら4名以外の生徒についても、令和5年度の修学旅行の班・グループ決め、特にUSJグループ決めにに関して、不満を感じたり、仲間外れになりかけた生徒が複数いたことがうかがわれた。この点に関し、班・グループ決めにおいて、学校に慎重な配慮を求める保護者も存在した。

7 修学旅行への参加状況

- (1) 本生徒は、当初、修学旅行への参加自体を拒否していた。学校からは、宿泊ホテルの居室変更など、修学旅行の参加に向けた働きかけがなされた。その結果、本生徒は、1日目の京都での班行動には参加し、宿泊することなく途中で帰宅することとなった。帰宅理由については「急な親類の葬儀」と説明してもらうことになった。
- (2) 実際の修学旅行では、従前の学校との話し合いのとおり、本生徒は、1日目の京都での班行動に参加したうえで、宿泊先ホテルに迎えに来た保護者の知人と共に帰宅した。その際、保護者の知人への受け渡しに対応したのは担任であった。本生徒を保護者の知人に受け渡したことについて、学校から本生徒の保護者への

報告は、当日ではなく、翌日になされた。

- (3) 本生徒が途中で帰宅したことについて、学校からクラスや学年の生徒らに説明することはなかった。本生徒と同じ部屋で宿泊する予定であった生徒A及びCに対しても事前の説明はなかった。

生徒A及びCは、宿泊部屋にベッドが2つしかないことなどに驚き、教員に確認し、本生徒が家庭の用事で帰宅した旨の説明を受けた。その後、生徒Aら4名は、本生徒が帰宅した本当の原因はU S J でのグループ決めの件が原因ではないか、との疑念を抱いた。

- (4) なお、修学旅行後、本生徒が途中で帰宅した理由につき、一部の生徒間では「途中でコロナに感染したのでは」などの噂が流れた。

8 修学旅行後の状況（5月，6月）

- (1) 修学旅行後、本生徒が学校を欠席したり、遅刻・早退をすることが増えていった。また、休み時間や授業の時間も、一人で行動する場面や保健室で過ごす場面も増えていった。

なお、本委員会においては、本生徒が教室にて各科目の授業に実際に出席できていたか（教室でクラスメイトと一緒に授業を受けることができていたか）についても調査を行った。しかしこの点については、学校の正式な記録は作成・保存されておらず、また、科目担当教員の記録（令和5年度）も作成していない、もしくはすでに廃棄済み（令和6年7月時点）とのことで、認定することができなかった。

- (2) [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

- (3) 生徒A及びC以外のクラスメイトや同級生の中には、生徒Aら4名と本生徒との間で何らかのトラブルがあったのではないかと、本生徒が一人で行動することが多くなった、表情が暗くなっている、などと感じた生徒もいた。

一方、この時期、5名の関係について特に噂が流れたなどの事実や、生徒Aら4名以外に本生徒との交流状況が悪くなったり、ことさらに距離を置くようになった

生徒の存在などは、本委員会の調査では確認できなかった。

- (4) この時期の本生徒の心身の状況は、次のような状況であった。

本生徒は、生徒Aら4名との関係をどうしたら良いか、どういう方法があるのかなどについて、一人で悩み続けていた。

学校内では、部活以外では誰とも話さないような状況となり、周囲が楽しそうに話す声を耳にすることすらも心理的な負担となり、疎外感を強めていった。

また、学校に行くための準備をして玄関まで来ても、動悸や息苦しさに襲われて動けなくなったり、頭痛や吐き気、指・体の震えなどが止まらなくなる、夜間眠れなくなるなどの症状に襲われるようになり、欠席日数も増えていった。登校した日も休み時間には保健室やトイレなど、同級生の目を避ける行動をとるようになっていた。

- (5) この時期に、本生徒に心理的な影響を与える出来事として、本生徒の誕生日があった。

ア ■月■日(■)は、本生徒の誕生日であった。本生徒は、誕生日前日の同月■日(■)に保健室を訪れ、養護教諭に誕生日は学校に来たくないとの話をした。誕生日当日、本生徒は、他の生徒と顔を合わすことがないように、遅刻して保健室に登校し、保健室で過ごしたあと、他の生徒の終礼中に帰宅した。

- イ 生徒Aら4名から本生徒に対しては、次のような連絡や接触があった。

生徒Aからは、誕生日を祝う等の内容のラインメッセージが送られてきた。加えて、手紙と誕生日プレゼントを渡したいとの申し出があり、本生徒は断ったが、それでも生徒Aが強く申し出たため、仕方なく受け取ることとなった。なお、メッセージや手紙の中には、修学旅行に関する言及はなかった。

このとき、生徒Aは、本生徒との関係修復を図るためのチャンスであり、何とか許してもらおうと考え、手紙やプレゼントを準備して本生徒に渡していた。

- ウ 生徒Bからは、誕生日を祝う内容及びUSJグループ決めにに関して謝罪する内容のDMが送られてきた。本生徒は「気にしないで」などと返信した。

このとき、生徒Bは、謝罪をして受け入れてもらえた、本生徒との問題はこれで終わったと考えた。

- エ 生徒C及びDからは、誕生日を祝う内容のDMが送られてきたが、生徒Aと同様、修学旅行に関する言及はなかった。

オ 本生徒は、この時期には生徒Aら4名とは全く交流がなくなっていたことから、誕生日にだけ何もなかったかのような誕生日を祝う連絡がきたことについて、いじめなどしていないと取り繕う行動にも思え、不信感が募った。

(6) この時期の学校の認識や対応については、次のとおりであった。

ア 本生徒の様子について、学年の教員においては、生徒Aら4名との関係が悪くなっていること、徐々に心理的な負担が増しており、学校内で孤立するようになっていること、休みがちになり教室にも入れなくなっていること、などが認識されていた。

また、本生徒は養護教諭に対しても、登校しようとしても動悸などの身体症状が現れることや、教室にいつらくなっていることなどを相談しており、その情報も教員間に共有されていた。

本生徒への対応については、保健室での養護教諭による相談対応のほか、学年主任や生徒指導からの声掛けなどが行われていた。

イ 5月15日(月)に実施された「いじめアンケート」では、本生徒が「あなたは、『いま、いじめられている』と思いますか」との質問に、「ア 思う」と「イ 思わない」の間の「ア 思う」の回答に近い所に丸印を記入したことから、学校は、本生徒がいじめなのか迷っていると認識し、SCの利用を提案した。このときは、本生徒はSCを利用することで何が解決するのかも分からず、提案には応じなかった。

ウ 5月17日(水)には(第3回)生徒指導部会が開かれた。

同部会においては、修学旅行を1日で帰ったことや保健室利用が増えていることなどが報告された。いじめアドバイザーからは、本生徒の状況について懸念が示され、指導などを「してほしくない」という発言の真意や背景などを確認すべきであり、本生徒の保護者にも確認すべきである、との意見が述べられた。

学校からいじめアドバイザーに対しては、保護者とは十分にコミュニケーションがとれていること、部活や■ができていることなどの回答がなされ、本生徒への対応については、引き続き指導の必要性とSCの利用を説得していく方針が示された。

エ 5月24日(水)には(第4回)教育相談部会が開かれており、同部会にて本生徒の件がどのように議論されたのかは不明であったが、同部会の記録には「ス

クールカウンセラーの先生方の予定」の欄に手書きで「〇〇（引用者注：本生徒の姓） 本人必要ない（■■■H）」との記載があった。

また、6月7日（水）には（第6回）教育相談部会が開かれており、同部会にて本生徒の件がどのように議論されたのかは不明であったが、同部会の記録には「各学年の様子」の項目に手書きで「■■■H 〇〇（引用者注：本生徒の姓）

■/■遅刻 担任とコミュニケーションとれない」と記載があった。

オ 生徒指導部会については、6月1日（木）に（第4回）、同月9日（金）に（第5回）の部会が開かれているものの、同部会の記録には本生徒に関する記載はなく、議論されたのか否か、どのような議論がなされたのかは不明である。

カ 6月12日（月）、全校生徒を対象とする「ふれあいアンケート」が実施され、本生徒は「今、悩んでいることはありますか」との問いに「ある」と回答し、その内容については「その他（学校）」と記入した。

学校は、同アンケート結果（本生徒のものだけでなく、全校生徒の結果）をうけて、県に対していじめ対応アドバイザーの派遣を依頼した。その際の依頼事項には、『6月12日（月）実施のふれあいアンケートについて、いじめ被害が疑われる生徒への対応についての指導・助言等をいただきたい。また、今年度これまでに本校で対応した事案についての、指導助言等をいただきたい。』という内容であった。

キ 6月22日（木）、上記「ふれあいアンケート」への事案対応として、県のいじめ対応アドバイザー派遣事業に基づき、いじめアドバイザーより、いじめ被害が疑われる生徒への対応についての指導・助言などがなされた。

この派遣事業は、学校における（第1回）いじめ問題対策チーム会議と（第6回）生徒指導部会も兼ねられていた。いじめアドバイザーからは、いじめ防止方針の内容を確認するように、との一般的な指導・助言がなされたものの、同会議において本生徒に関する議論はなされなかった。

なお、既述のとおり、対策チーム会議は年間8回の実施が予定されているところ、令和5年度はこの6月22日の1回だけしか開催されなかった（対策チームの会議録はこの1回しか存在しない）。

そして、出席者は、生徒指導部会のメンバーだけであり、対策チームのメンバーである各学年の学年主任や特別支援コーディネーター、SCらには、開催の連

絡すらもなされておらず、会議後の情報共有もなされていなかった。

9 いじめ認知から6月下旬までの学校関係者の認識

本件U S J・DMに関する件をいじめと認知して以降、6月下旬までに対応に当たっていた学校関係者の認識は、おおむね、次のとおりであった。

(1) 学年教員

ア 本生徒への対応について、学年教員らにおいては、生徒Aら4名からの聴き取りや話し合いなどの関係改善の対応をとる必要があると認識されていた。その一方、本生徒の要望が無い限りは、具体的な対応を取ることができないと考えていた。一部、本生徒の要望とは別に、教育的な観点より生徒Aら4名からの聴取と指導を実施すべき、との意見もあったが採用されなかった。

イ この間、生徒指導部会でのいじめアドバイザーからの意見については、生徒指導担当が把握したうえで対応にあたっていたものの、学年の他の教員らへの情報共有まではされていなかった。

また、生徒指導部会での議論状況は、教育相談部会には十分に共有されておらず、生徒指導部会におけるいじめアドバイザーからの意見・助言は、教育相談部会に参加する教員らには共有されていなかった。

ウ また、管理職からは丁寧に対応するようになどの指示はあったものの、生徒Aら4名からの聴取や指導、生徒同士の関係改善実現に向けた具体的な指示はなかった。

エ 以上の結果、本生徒やその保護者に対して、学校から、学校としての考えや教育的な観点に基づく生徒Aら4名からの聴取や指導、関係改善策の必要性などを積極的に説明するような場は設けられなかった。学年教員らは、聴取や指導、関係改善の対応が必要と考えながらも、本生徒に対し、保健室利用を紹介したり、時折S Cへの相談や生徒Aらとの話し合いを提案するほかは、見守りや声掛けといった対応に終始した。

(2) 養護教諭（令和5年度は養護教諭と養護助教諭が配置されており、両者を含む。）

ア 養護教諭は、本生徒が論理的に説明をするのを聞く一方、その話す内容以上に、その内心では傷ついているのではないかと感じていた。また、特に5月から6月下旬にかけて、本生徒の気持ち（生徒Aら4名に対する思いや、話し合いをすべきかどうかなど）が揺れ動いていることも感じていた。

イ 養護教諭としては、本生徒の問題解決には当事者らからの聴取や指導、話し合いの場が必要であり、学校が本生徒を必ず守ると伝えるなどして、実現すべきではないかとの意見もあった。

ウ しかし、養護教諭は、生徒指導部会及び教育相談部会には参加していたものの、いじめ防止方針に基づく対策チームや個別対応班が具体的に設置されていなかったこともあり（いずれも養護教諭がメンバーとなっている）、本生徒への対応方針の検討に積極的に関与できていなかった。その結果、上記のような養護教諭の意見が学校の対応に反映されることはなかった。

(3) 管理職

ア 管理職においては、修学旅行に行かないという話が出ている点は問題であるとして、学校として本生徒と生徒 A ら 4 名の関係に関与したいと考えていた。その一方で、グループ決めにおける生徒間のトラブルはよくある話であり、どの生徒も経験することであって、「微細なこと」と認識していた。

イ 具体的な対応方針については、本生徒が自分で乗り越えるものであり、本生徒が望まない限り、学校からの関与は難しいと認識していた。

学年教員に対しては、丁寧に対応するようになどの指示を出していたものの、具体的な対応内容としては、SC の利用を提案することなどにとどまっていた。本生徒や保護者に対し、学校による聴取や指導、関係改善に向けた具体的な対応が必要であることなどを積極的に説明するなどの指示はなされなかった。

ウ なお、当委員会での調査の中では、管理職の一部より、本生徒については本件以前から格別の対応を行っていた、応援しているとのメッセージを頻繁に送っていた、などの説明がなされた。しかし、他の学校関係者からの聴取結果や提出された資料などを検討した結果、当委員会としては、当該管理職自身の認識は別として、客観的には当該管理職が説明するような働きかけが存在したとの事実は認められなかった。

(4) いじめアドバイザー

ア 既述のとおり、いじめアドバイザーは、4月27日（木）の時点より、本生徒の問題は重大であるとの認識を有していた。生徒指導部会にて、本生徒や生徒 A ら 4 名への積極的な対応が必要であることも、たびたび指摘していた。

イ しかし、生徒指導部会には参加していたものの、いじめ防止方針に基づく対

策チームや個別対応班が具体的に設置されていなかったこともあり（いずれも生徒指導サポーターでもあるいじめアドバイザーがメンバーとなっている）、いじめアドバイザーは、学校が本件について具体的にどのように対応しているのかまでは把握できなかった。また、学校からも具体的な対応内容についての報告はされていなかった。

(5) SC

学校は、本生徒に対してSCの活用を提案していたものの、学校からSCへの相談や情報提供はなされておらず、SCを交えた検討会議なども行っていなかった。

また、いじめ防止方針に基づく対策チームや個別対応班が具体的に設置されていなかったこともあり（いずれもSCがメンバーとなっている）、SCには本生徒の情報が全く届いていなかった。なお、SCが本生徒の情報を具体的に聞いたのは、本生徒が転校した9月以降であった。

10 生徒Aら4名からの聴取

- (1) 学校関係者の認識が上記9のとおりであったところ、本生徒は、生徒Aら4名との関係をどうすればよいのか悩み続けていた。学校から話合いを提案されることもあったが、それにより本当に問題が解決するのかという不安も抱えていた。

6月下旬頃、本生徒は、養護教諭と相談する中で、このままの状態を卒業まで続ける訳にはいかず、話さずに悩むよりは、話してみても駄目だったらまた考えれば良いのではないかと、気まずいことになっても夏休みがあるので、夏休み前に一度話合いをしてみよう、と考えるようになった。

- (2) 6月28日（水）、本生徒は、学校に行こうとするも体がつらくなり、そのことをうまく説明することもできず、自宅にて感情のコントロールができなくなり、涙を流すような状態となった。これをきっかけに、生徒Aら4名との話合いを行うことを決めた。

同日、本生徒の母が学校に連絡し、何も話さない日が増えていること、早朝から涙を流して辛そうであること、学校でも孤立感を強めていることなど、本生徒が心理的に傷ついていることを説明したうえ、本生徒が生徒Aら4名との話合いを希望していることを伝えた。また、生徒Aら4名への指導とその保護者らへの連絡を要望した。

この日の心身の状況について本生徒は、養護教諭に対し、本当に体がつらいがう

まく伝えることができず、理解してもらえないことから泣いてしまったが、いじめについて動き出したことで少し気持ちが落ち着いた旨を話している。

また、同日に（第7回）教育相談部会が開かれており、本生徒についてどのような報告や検討がされたのかは不明であるが、同部会の記録の「各学年の様子」の項目には、手書きで「■■■■さん本日欠席（泣いて●●（引用者注：判読不能文字）きた）」との記載がある。

- (3) 学校は、本生徒とその母の要望を踏まえ、生徒Aら4名からの聴き取りや指導を行うこととした。

ア 生徒Aら4名からの聴取事項については生徒指導担当が中心となって決め、学年教員間にて共有された。このとき、いじめ認知以降、生徒指導担当と共に本生徒への対応を中心的に担ってきた学年主任は、担当科目である英語の英検（実用英語技能検定）対策に従事しており、7月上旬以降まで聴き取りに参加できなかった。その結果、この期間は生徒指導担当が専ら中心となって対応することになった。

聴取担当者は学年の教員の中で割り振られた。その際、養護教諭やS C、いじめアドバイザーと相談・協議するようなことはなかった。

また、聴取事項を決めるに際して、本生徒に対する改めての事実確認や、本生徒が聴取を希望する（心理的に引っかかっている）事項などの確認などは行われなかった。

- イ 生徒指導担当が決めた聴き取り内容は、本生徒との現在の関係とその原因についての確認と、そのことをどう思っているのか、などであった。

また、聴き取りの際には、本生徒の現状（登校や勉強ができず、■■■■の大会に出られなかったこと、孤立してつらい思いをしていることなど）を伝えて、生徒Aら4名に自身に置き換えて考えさせることとされた。

加えて、いじめに該当することも伝え、謝罪意思を確認し、関係改善に向けた対策を考えさせるという方針も定められた。

- (4)ア 6月29日（木）、生徒A、B及びDからの聴き取りと指導が行われ、3名とも謝罪の意向があることが確認された。また、7月3日（月）には、生徒Cからの聴き取りと指導も行われた。

イ なお、生徒Aら4名からの聴き取りと指導の際、担当した教員による簡易な手

書きメモが作成された。しかし、当委員会において同メモの内容を確認したところ、いずれも走り書き程度の内容であり、各生徒がどのような発言をしたのかを正確に認定することができないものであった。この点、後日、学校から同メモの提出を受けた市教委においても、正確な情報を伝えることができないものの評価がなされている。

学校では、生徒Aら4名からの聴き取りと指導内容を示す記録としては、同メモしか作成・保管されておらず、それら以外に各生徒の言い分を整理した資料などは作成されなかった。したがって、学校が生徒Aら4名からの聴き取り調査の結果、どのような事実関係を認定し、どのような指導を実施したのかを正確に認定することはできなかった。

ウ しかしながら、同メモに加えて、関係者からの聴き取り結果をも踏まえて総合的に考慮した結果、本委員会としては、このときの学校からの聴き取りに際し、生徒Aら4名はいずれも、本件US J・DMを送信した理由について、次の説明をしていたとの限りでは事実と認定できると判断した。

すなわち、この当時、生徒Aら4名は、誰も本生徒を嫌ってはいなかった。生徒B、C及びDは、本生徒が入っても構わないと考えていた。しかし、本生徒が加わった5名の場合、5名でいても「2：3」などと分かれてしまうことが多く、そのことを生徒Aが嫌がった。生徒Aの意向を尊重して4名で回ることになった。生徒Bが本件US J・DMを送信した。

(5)ア 生徒Aら4名からの聴き取り後、学校において、何らかの事実関係を認定したと考えられる。しかし、誰が、どのような事実関係を認定し、その結果がどの範囲の教員にて共有されたのかについては、学校において記録などが作成されていないために不明である。なお、少なくとも、この時点においては、養護教諭やいじめアドバイザー、SCなどに共有されることはなかった。

イ また、学校が認定した事実関係について、生徒Aら4名に説明し、その認識に齟齬が無いのか、といった確認も行われなかった。

加えて、学校が認定した事実関係につき本生徒への説明が行われたものの、いつ、誰が、どのような事実関係を本生徒に説明したのかについても、学校において記録が作成されておらず、不明である。学校が認定した事実関係を説明したうえで、本生徒に疑問点が残っていないか、気になる点（さらに明らかにしたいと

思う点)はないか、などの確認も行われなかった。

ウ なお、学校からの説明を受け、本生徒は、本件USJ・DMを送信した最初のきっかけは誰が言い出したことだったのか(誰が5名で回ることを嫌がったのか)、本件グループ探しの話が生徒Aら4名の間で本当にあったことなのか、について特に疑問を持った。とりわけ、誰が5名で回ることを嫌がったのかについては、学校の説明を受け、生徒Bが嫌がっていたのでないかと感じたが、曖昧であったことから、この点をさらに明らかにしたいと考えた。

1 1 生徒Aとの話合い

- (1) 7月5日(水)、学校において、生徒指導担当と担任の立会いのもと、本生徒と生徒Aの直接の話合いが行われた。

話合いの前に、当事者間において学校が認定した事実関係の確認や、双方がどのような目的で話合いを行うのか、話合いのルール確認などは行われなかった。その結果、生徒Aとしては謝罪と関係修復の機会であるとの認識であった一方、本生徒においては、生徒Aの謝罪を聞き、今後の関係について確認するとともに、曖昧な部分や気になる部分を生徒Aに直接問い質す機会でもあるとも認識していた。学校においても、当事者同士が互いにどのような発言をするのかを事前に確認・把握していなかった。

- (2) 話合いにおいて、生徒Aは修学旅行やその後の関係について謝罪し、今後の関係改善を希望した。本生徒は、生徒Aの修学旅行前後からの言動に不信感を持ったことや、今後の関係改善が難しいことなどを伝えた。

また、本生徒は、生徒Aに、本件USJ・DMの経緯や、本件グループ探しについてなど、気になる点や明らかにしたい点を直接問い質すなどした。

- (3) 本生徒は、この話合いの結果と、その後の教員らとの会話と踏まえ、5名で回るのを嫌がったのはやはり生徒Bであったと認識した。

1 2 聴き取り後の生徒Bの言動

- (1) 学校からの聴き取りを受け、生徒Aら4名の中には、4月の時点ではなくなぜ今さら言われるのか、自分の認識と違うことを言われている、などの思いを抱き、反感を覚えるものもいた。

生徒Bも、学校からの聴き取りの際、4月ではなくこの時期の聴き取りであることや、教員の対応が威圧的であったと感じたことなどから、不満を持った。

- (2) 生徒Bは、公開範囲が限定されたSNS（当時は「ツイッター」、現在「X」）のアカウントを持っており、本生徒も従前はそのアカウントを閲覧することが可能となっていた。しかし、学校からの聴き取り後、生徒Bは、本生徒が同アカウントの投稿を閲覧することができないようにした（以下「本件ブロック」）。

そして、生徒Bは、同SNS上に、学校から聴き取り調査をされたことについての不満を投稿した。また、生徒AやC、D以外の友人数名に対し、上記の不満を話すなどしていた。

- (3) 生徒BがSNSに投稿した内容や、友人数名に話した内容については、教員らもSNSの内容を直接確認しておらず、学校の記録にもなく、調査の限界もあって、当委員会の調査では確認することはできなかった。

ただ、関係者らへの面談調査などの結果、生徒Bの言動は、直接的に本生徒の悪口を言うものではなかった可能性が高い一方で、生徒Bの友人らにおいては、生徒Bを擁護する心情の反対効果として、本生徒に対する消極的な評価につながった可能性もまた高い内容であったことがうかがわれた。

- (4) また、生徒BのSNSの投稿を知った生徒の範囲や、生徒Bから不満を直接聞いた生徒の範囲についても、学校において調査した記録はなく、調査の限界もあって、当委員会の調査では確認できなかった。

ただ、関係者らへの面談調査などの結果、その範囲はごく限られたものであり、多くの生徒らに伝播していたなどの事実がうかがわれなかった。

1.3 生徒Bと本生徒の保護者同士の話し合い

- (1) 7月6日（木）、生徒Aより学校に対し、聴き取り後に生徒Bが不満を抱えていることが報告され、学校は生徒A、B及びDから聴き取りを行った。

その際、生徒Bは、学校から呼び出されたことに不満を持っていること、そのことをSNSに投稿したり、友人に話したことに加え、学校からの聴き取り内容のうち、本件グループ探しの件については、そのような事実はなかったのに、あったことを前提とされていることに不満を持っていることを伝えた。

- (2) 同日、（第7回）生徒指導部会が開かれた。

同部会の記録には、前日5日の生徒Aと本生徒との話し合いについては記載されていたが、当日に把握したばかりの生徒Bの不満については記載されていなかった。

なお、同部会においては、いじめアドバイザーより、本生徒やその母から指導の

要望が出たことをうけ、その対応にあたる際には、子どものための対応を重視し、保護者同士の紛争にならないように注意すべき旨の指摘がなされた。

- (3) 7月7日(金)、学校にて、教員同席のもと、本生徒の母と生徒Bの両親との話し合いが行われた。

ア この話し合いを行うにあたり、学校からは、事前に生徒BがSNSで本生徒のことを投稿したのでその件で話をしたい旨の連絡がなされた。しかし、本件USJ・DMの経緯やその後の生徒らの関係などについての認識の共有化などは行われておらず、生徒Bの投稿内容なども情報が共有されていなかった。また、学校がどのような目的や指導方針を有し、保護者らに何を求めているのかについても事前の説明はなかった。

イ 話し合いにおいては、前提事実が異なっていることや、話し合いの目的が明確になっていなかったこと、話し合いの段取りも決められていなかったことから、本生徒の母及び生徒Bの保護者の双方ともに感情的になる場面が多くみられた。同席した教員らにおいては、黙って見守り、話し合いに介入したり、議論を整理することもほとんどなかった。

最終的には、生徒Bの保護者において、生徒BがSNSなどを利用して本生徒のことを第三者に拡散しないように対応することが確認された。

- (4) 7月10日(月)、本生徒側から学校に対し、生徒Bが同月8日(土)に再びSNS上にて本生徒に関連すると思われる投稿をしているとの報告がなされた。

ア 学校は、本生徒と母から事情を聴きとり、同月8日(土)の夜に生徒Bが本生徒に関する投稿をしたと思われることなどを把握した。

その際、本生徒は、生徒Bは別の生徒に関しても非公開アカウントなどを利用して晒して嘲笑の対象にするなどしており、SNSなどを通じて自分の話も拡散していくことをおそれていること、そのために保護者も呼んで止めて欲しかったこと、「(自分が)死にたいわけじゃないけど、死なんと分かんないのじゃないか」と感じるがあると、教員に訴えた。

また、生徒Bとの話し合いについては、保護者も同席のうえ、本生徒の名前を挙げて拡散しないという法的な効力のある約束をさせたい、との希望を伝えた。

イ 学校は生徒Bの保護者を学校に呼び、事情を聴き取った。

生徒Bの保護者からは、生徒BがSNS上で人をからかうような行為をしていると確認したこと、7月7日（金）の話し合い後に兄弟の所有する電子端末を使ってSNSに投稿していたこと、生徒CやDに自分ばかりが悪くなっていると連絡していたこと、本生徒側の求める誓約書の作成に応じることなどが報告された。

その際、生徒Bの保護者から学校への要望として、修学旅行でのグループ決めにおいて孤立する生徒が生じないような取り組みを行うこと、いじめ認定する事案については早期の対応を行うこと、保護者同士の話し合いを行う場合には事前に目的や流れを確認し、学校が主体となって話し合いを管理すること、必要に応じて第三者やSCなどの立会いを求めることなどが提案された。

- (5) 同日、学校から市教委に対し、謝罪や指導を実施するも、生徒間の関係改善が見られない旨の報告がなされた。

学校が市教委に対して本件に関する連絡・報告を行ったのは、4月28日に「いじめに関する報告書」を提出以降では、この時が初めてであった。また、この間、市教委から学校に報告を求めたり、状況確認を行うこともなかった。

1.4 生徒Cと本生徒との話し合い

- (1)ア 7月12日（水）、学校において、学年主任、生徒指導担当及び担任の立会いのもと、本生徒と生徒Cの話し合いが行われた。

話し合いの前に、当事者間において学校が認定した事実関係の確認や、双方がどのような目的で話し合いを行うのか、話し合いのルール確認などは行われなかった。学校は、当事者同士が互いにどのような発言をするのかを事前に確認・把握することなく、お互いに言いたいことを直接話し合わせた。

- イ その結果、本生徒と生徒Cは、お互いに納得のいかない部分を言い合い、時には互いに非難し合うような場面もあった。最後には、生徒Cが本件USJ・DMの件について、本生徒を入れない4名で回することに反対しなかったことを謝罪した。本生徒からは、本件USJ・DMの経緯や、本件グループ探しについてなど、気になる点や明らかにしたい点を直接問い質すなどした。

- ウ この話し合いの中では、生徒Cは誰かが5名で回るのが嫌がっていたとは発言していたものの、それが誰なのかについては回答する場面はなかった。この話し合い後、教員らとの会話と踏まえ、本生徒は、5名で回るのが嫌がったのはやはり生徒Bであったと認識した。

(2)ア 同日、帰宅した生徒Cから本生徒との話合いの結果を聞いた生徒Cの保護者が、学校に連絡し、本生徒の保護者の電話番号を教えるよう求め、電話番号が分からなければ本生徒宅を訪問すると告げた。

イ 担任は、本生徒の保護者に連絡し、電話番号を教えて良いか確認した。本生徒の保護者は、電話番号を教えることを拒否し、学校で話合いをしているのに直接来られても困ると伝えた。担任からは生徒Cの保護者を止めることはできないとの回答があった。

ウ その後、生徒Cの保護者は、実際に本生徒宅を訪問して、呼び鈴を押した。本生徒の保護者は警察に連絡し、臨場した警察官が対応したことで生徒Cの保護者は帰って行った。

エ この件については、後日、学校より本生徒側に対し、生徒Cが本生徒との話合いの内容や状況に不満を覚えたことが原因であった、との説明がなされた。また、学校から警察に情報提供もなされた。

1 5 生徒Dとの話合い

7月13日(木)、学校において、学年主任、生徒指導担当及び担任の立会いのもと、本生徒と生徒Dの話合いが行われた。

話合いの前に、当事者間において学校が認定した事実関係の確認や、双方がどのような目的で話合いを行うのか、話合いのルール確認などは行われなかった。学校は、当事者同士が互いにどのような発言をするのかを事前に確認・把握することなく、お互いに言いたいことを直接話し合わせた。

この時は、生徒Dが謝罪し、本生徒もそれを受け入れて話し合いが終了した。

1 6 生徒Bとの話合い(保護者同席)

(1) 7月14日(金)、学校において、学年主任、生徒指導担当、担任及び生徒Bの担任の立会いのもと、本生徒と生徒Bの話合いが行われた。その際、本生徒の母と生徒Bの父が同席した。

(2) 話合いに当たっては、生徒Bが謝罪を行うことと、今後SNSなどで本生徒のことを言いふらさないことを約束する誓約書を作成することが、事前に双方に説明されていた。

(3) 生徒Bは、SNSへの投稿や、本件USJ・DMの件などについて謝罪し、本生徒は、本件USJ・DMの経緯や本件グループ探しがあったか否かなどについて事

実確認を行った。生徒Bは上記誓約書を作成し、本生徒も生徒Bの謝罪を受け入れて話し合いが終了した。

- (4) この話し合いにおいて、生徒Bは、本生徒を入れて5名で回るのを嫌がっていたのは、生徒Bではなく生徒Aであると説明した。

本生徒は、生徒Aが5名で回ることを嫌がっていたと初めて聞き、話し合いが終わった後も、生徒Aに対する不信感を口にしていった。

1.7 話し合い後の生徒らの心情

- (1) 7月14日（金）の生徒Bとの話し合いをもって、本生徒及び生徒A及び4名からの聴き取りや、生徒同士の直接の話し合いが一旦終了した。

その結果、本生徒においては、特に、USJでの自由行動を5名で回ることを最初に嫌がったのが本当に生徒Aなのか、生徒Aは何を考えているのかについて、まだかまりが残った。

- (2) 生徒Aら4名においても、最初に5名で回ることを嫌がったのは誰かについて本生徒が生徒Bであると認識していたことなどから、生徒Aに対する不信感を抱いた生徒もいた。

また、生徒A自身も、他の3名の誰かから責任追及されるのではないかと不安を覚えることもあった。

1.8 担任の発言と転校の決断

- (1) 本生徒は、USJでの自由行動を5名で回ることを最初に嫌がったのが本当に生徒Aなのか真実を知りたいと考え、学校に対し、生徒Aとの再度の話し合いを要望した。本生徒は、学校に対し、何度も同じ要望を伝えた。

学校からは、生徒Aとの再度の話し合いや事実確認について前向きな回答を得られなかった。むしろ、欠席しているにもかかわらず、運動会の大縄跳びの回し手に選ばれたなどと伝えられ、学校に対する不信感を増すという出来事もあった。

- (2) 7月19日（水）、（第9回）教育相談部会が開かれた。

同部会での議論内容は不明であるが、同部会の記録の「各学年の様子」の項目には、手書きで、「■■■■ ○○（引用者注：本生徒の姓） 人間関係トラブル ■■■■、欠席増」との記載があった。

この記載からは、この時期に学校においても、本生徒の心理的な負担が高まっていることを認識していたことがうかがわれる。

(3)ア 7月24日(月)、本生徒は、電話にて担任に、生徒Aとの再度の話し合いを希望していることを、改めて伝えた。

これに対し、電話で対応していた担任は、本生徒に対し、「生徒Aは本生徒に依存されて嫌だったと言っていた」「生徒指導担当なども聞いている」といった趣旨の発言をした。

本生徒は、担任より、生徒A自身が本生徒を嫌っているという内容の発言をしていると聞かされ、そのことを学校も知っている旨の話を唐突に聞かされたことで、精神的に大きく動揺し、電話口で痙攣し、何も話せなくなった。本生徒の母が近くにいたことから、すぐに電話を切ったが、本生徒はその後も発熱やけいれんなどの症状を呈した。

イ この時の本生徒の心理的な負荷は大きなものであった。

この点、本生徒の診察をした医師は、本生徒のストレス要因として、きっかけの仲間外れよりも、その後の、本生徒の情報が拡散されるかもしれないことの恐怖や、対応にあたった教員や市教委といった大人に裏切られたとの思いの方が大きなストレス要因となった可能性がある、との見解を示している。この医師の見解に照らしても、担任の発言は本生徒にとって大きな心理的な負荷となったと認められる。

ウ 本生徒の母は、担任や学校を信用することができず、今後安心して本生徒を学校に通わせることはできないと判断し、これをきっかけに本生徒を転校させることを決めた。

エ その後、本生徒の母は、市教委に電話をかけ、担任の発言で本生徒が傷つき転校を決めたことや、正確な事実確認に応じない学校への不信感などを伝えた。その後、市教委から学校に連絡がなされた。

市教委からの連絡後、教頭が電話にて本生徒と母から聴き取りを行った。本生徒は、生徒Aら4名との話し合い後も事実関係に食い違いが残り、学校の先生が知っていたのに教えてくれなかったことに不信感を覚えていることなどを伝えた。本生徒の母は、再度の事実確認を求めても、「夏休みなので難しい」「子どもの迎えがあるので」などと言って担任が取り合ってくれなかったことを伝え、教頭は担任の配慮の無い発言について謝罪するなどした。

オ 同日、市教委においては、本生徒の事案が重大事態の疑いがあると判断し、

「市いじめ対策問題緊急対策チーム」を立ち上げた。メンバーは、教育長、教育部長、教育総務課担当課長、教育総務課課参事2名の計5名であり、教育総務課課参事のうちの1名（以下「指導主事」）が主担当となった。

同チームでは「本生徒の体と心を守る」を合言葉とし、具体的な対応として、保護者や本生徒に寄り添うこと（信頼関係を作る必要があるので傾聴すること）や、学校への働きかけ（家庭訪問等）、教育センターを通してカウンセラー等を勧めることなどが確認された。また、対応にあたっては、書面より電話、電話より対面が望ましいことも確認した。

- (4) なお、本生徒側が転校を決断する直接のきっかけとなった7月24日（月）に担任が発言したとされる内容の詳細については、学校の記録には残されておらず、確認することができなかった。

また、担任の発言内容や本生徒が転校を決断した理由に関する学校関係者の認識は、面談調査の結果なども踏まえ、次のとおりであったと考えられる。

ア 教員

ほとんどの教員は、担任による発言の内容や、本生徒が転校を決断した理由について、認識していなかった。

また、担任においても、自身の発言について「生徒Aが実際に発言した言葉と異なる表現を使用したことが問題であった」との認識にとどまり、自身の発言が転校のきっかけとなったことの認識も有していなかった。

その一方、本生徒の対応に当たっていた学年主任と生徒指導担当において、担任の発言が本生徒に精神的なショックを与え、それが転校のきっかけになったと認識していた。

イ 管理職

管理職においては、担任の発言については大きな問題とは捉えておらず、その内容を担任から詳細に確認するなどの対応はしなかった。また、担任の発言をきっかけに本生徒側が転校を決断したとの認識も有していなかった。

担任の発言について、管理職が本生徒や保護者に説明や謝罪をすることもなかった。

ウ 養護教諭、いじめアドバイザー、SC

養護教諭やいじめアドバイザー、SCに対しては、担任の発言があったこと

も伝えられていなかった。本生徒がどうして転校を決断したのかについても説明されていなかった。

19 市教委の関与

- (1) 転校を決めてからも、本生徒の母は、学校に対して、生徒 A への事実確認とその結果を踏まえたうえでの謝罪や指導など、いじめへの対応を最後まで行うように何度も求めた。

- (2) 7月27日(木)、生徒指導担当が電話にてカウンセリングを勧めるも、本生徒側はこれを拒否した。

7月28日(金)、3年職員と生徒指導主事、主幹教諭、管理職で本生徒に関する協議を行い、対応の振り返りが行われた。ただし、どのような協議が行われたのかについては、詳細な記録がなく不明である。

- (3) 8月1日(火)、本生徒の母は、市教委を訪問し、転校手続を行った。その際、学校と市教委とで生徒 A から事実確認を行い、真実を明らかにしたうえで、生徒 A の謝罪や指導を行うことを要望した。また、転校のきっかけとなった担任の発言について学校から謝罪もないことも相談した。

その後、市教委と学校にて今後の対応について協議が行われ、市教委からは丁寧な対応を行うことの指示がなされた。

- (4) 8月2日(水)、市教委は弁護士に相談し、本生徒について重大事態を想定した対応の準備を進めることとした。

- (5) [REDACTED]

- (6) [REDACTED]

また、本生徒が運動会の大縄跳びの回し手になった経緯についても、担任より、希望者がいなかったで欠席者も含めてくじ引きで決めた結果であり、クラスで意図的に決めたものではなかった旨の説明がなされた。

最後に、学校から転校を思いとどまることができないかの確認がなされた。本生徒の母からは、担任の発言をきっかけに本生徒の気持ちの糸が切れてしまっており、現在は無気力・無表情の状態であり、学校に残ることは無理であるとの説明がなされた。

その後、学校に残っていた本生徒の荷物が本生徒の母に渡されて面談が終了した。この時も、学校の管理職が本生徒の母に直接対面することはなかった。結局、管理職から学校の対応や方針を説明する、転校に至ったことについて謝罪する、といった対応をとることはなかった。

- (7)ア 8月3日以降、本生徒の母は市教委に対し、生徒Aや生徒Bから事実確認を行うなどして本当の事実関係を確認すること、確認した事実関係に基づいて生徒Aからの謝罪や生徒Aへの指導を行うことなどを、何度も要望した。

イ 市教委と学校は対応を協議した。

市教委と学校の協議においては、市教委からは担当課長と指導主事が、学校からは校長と教頭が参加し、本生徒の対応に中心的にあたってきた学年主任や生徒指導担当が参加したり、市教委と情報共有や意見交換を行うことはなかった。

また、市教委より学校に対し、生徒A側や生徒B側への連絡や事実確認などの対応ができないかの指示も出された。これに対し、学校側は、市教委の指示に一部対応しつつも、学年主任や生徒指導担当がリフレッシュウィーク期間に入っているために8月21日まで対応はできないと回答する場面や、市教委が関与して以降に本生徒側からの要望事項が増えているので市教委で対応して欲しい、などと回答する場面もあった。

その結果、市教委は、事実関係を十分に把握できておらず、学校側の協力も不十分な中で、本件への対応にあたることとなった。

- (8) 8月8日(火)、学校から市教委に対し、本生徒への対応の経緯を記載した「いじめ事案への対応について(仮)」と題する報告書が提出された。

- (9) 同日、本生徒本人から市教委に電話連絡がなされた。

本生徒は、「4人で回ると連絡した経緯」「本生徒と回る人を探そうという話があ

ったのかどうか、誰が言い出したのか」について真実を知りたいこと、真実に基づいて謝罪などの対応をしてほしいことなどを伝えた。また、本生徒は、学校の聴き取り後の説明を聞いて、生徒Bが最初に言い出し、生徒Bが自分を嫌っていたと思っていたし、学校の先生たちもそのことを否定しなかったこと、学校の先生が信じられないことなども伝えた。

- (10) 8月9日(水)、本生徒の母より市教委に連絡があった。その内容は、生徒Aが同級生の生徒Eに本件について話しており、そのときのSNSのやり取りを削除するように依頼している、などといったものであった。
- (11) 8月10日(木)、市教委から県に対し、「いじめ事案への対応について(仮)」と題する報告書が提出された。
- (12) 同日、本生徒の父から市教委に連絡があった。本生徒の父は、単身赴任先から帰省するので、この件では学校の管理職と一度も会っていないので面談はできないか、との要望を伝えた。

市教委は、学校に連絡して管理職による対応を指示した。その結果、市教委から本生徒の父に対し、指導主事と教頭が対応することが伝えられた。

本生徒側は、校長が来ないのであれば面談をする必要はないとして、この日の面談は取りやめとなった(なお、本調査の中では、実際には校長も面談場所に向かっていた可能性が認められた。しかし、少なくとも本生徒側には、教頭と指導主事が対応するとの情報しか伝わっておらず、校長が来ることは伝わっていなかった。)

- (13) 8月16日(水)、本生徒とその母に対して、いじめの調査方法について市教委側から説明する場が持たれた。説明は、市教委が依頼した弁護士2名が担当した。なお、弁護士が説明することについては、市教委から事前に本生徒側に連絡がなされており、本生徒側も承知していた。

弁護士からは、主に、学校が設置する任意の調査チームによる調査方法と、いじめ防止対策推進法第28条1項に基づき重大事態を対象として設置される調査委員会(以下「第三者調査委員会」)による調査方法の2つ方法についての説明があった。いずれの方法についても、メリットとデ・メリットの説明がなされた。

本委員会による調査の結果、この弁護士による説明の際、第三者調査委員会による調査方法のデ・メリットに関する質問や回答に多くの時間が割かれたことは認められたものの、市教委や説明を担当した弁護士において、第三者調査委員会による

調査を回避させるような意図は認められなかった。

(14) 8月18日(金)、本生徒側から市教委に対し、本生徒側が持っている関係者のDMや録音記録などの資料を学校や市教委に確認してほしい、その上で生徒Aとの話合いと謝罪の場を作って欲しい、などの要望があった。そして、それができないのであれば、第三者調査委員会による調査を求めるとの意向が伝えられた。

(15) 8月21日(月)、学校から市教委に「いじめ事案への対応について」と題する報告書が提出された。これは、8月8日に提出された報告書の完成版であった。

本事案において、学校が認定した事実や、学校の対応内容について、正式に記録として作成された資料は、同報告書だけであった。

ア 同報告書においては、「いじめの内容」として、次のとおり記載されていた。

『 (1) 5月の修学旅行について、被害生徒一人だけを仲間外れにする旨をSNSを通じて加害生徒から伝えられ、被害生徒は精神的な苦痛を感じた。

(2) 修学旅行の一件について学校が調査する過程で、生徒C(引用者注:原文ママ)が文句を友人間のSNSに書き込んだ。 』

イ また、同報告書においては、学校が行った「いじめの対応の概要」として、次のとおり記載されていた。

『 (1)のいじめについては、被害生徒と保護者の希望により、加害生徒への指導及び家庭連絡を行わなかった。学校は被害生徒への精神面での支援に努めた。

(2)のいじめについては、被害生徒とその母親が(1)のいじめについて学校から加害生徒を指導してほしいと要望を変え、指導の途中で起こったものである。被害生徒と母親の要望に沿うよう、学校が仲介して被害生徒(引用者注:原文ママ)及び保護者からの謝罪等の場を設定した。その後も、要求が変わるごとに、また新たな要求が加わるごとに、以下に示すとおり(引用者注:簡易な見出しだけが記入された時系列表を指す。)、その都度、対応に当たってきた。 』

ウ 加えて、同報告書には、末尾に「校長の所感」と題する文書が付されていた。以下、その内容を抜粋引用する。

『 被害生徒には格別な支援を行ってまいりました…。被害を被ったことを訴えたいとの被害家族の心情は察しますが、友人関係を修復するというような

解決探索志向ではなく、原因追及志向が強いようです。被害生徒の母親は…要求レベルを高くし、新たな要求を次々とされています。…学校では連絡調整をどこまですべきか、スクール・ロイヤーのような方の助言が必要であると市教育委員会に伝えてまいったところです。

…3年生になっていじめの訴えがあり、修学旅行を1日早く（引用者注：原文ママ）切り上げることを希望して以来、応援していると校長の気持ちを被害生徒に伝えて精神面での支援を心掛けてまいりました。さらに、学校生活で孤立しないように、また、自分の殻に閉じこもらないように、折に触れて3年学年職員には組織的に支援することを指示してまいりました。

…次の3点を強調して学校として対応してまいりました。それは、1）被害生徒の心と命を守る観点からいじめ対応を丁寧に行うこと、2）主体的に今を精一杯生きようとする考え方を柔らかく教えること、3）精神科を受診することになったら連携を行っていくことです。精神科受診をただ待つだけでなく、母親を通じてスクールカウンセラーや市の臨床心理士によるカウンセリング、あるいは市内の心療内科受診などを再三提案いたしてまいりましたが、受けられませんでした。』

なお、ここで述べられている本生徒に対する「格別な支援」の内容については、本報告書にて認定した学校によるいじめ対応以外には、これに該当するものは認められなかった。

- (16) 同日、学校と市教委の協議が行われた。参加者は、市教委からは担当課長と指導主事が、学校からは校長と教頭が参加した。

同会議においては、本生徒側の事実を明らかにしたいという思いを理解して対応することが確認された。

- (17) 8月23日（水）、本生徒が教員との面談を要望したことをうけて、面談が実施された。市教委からは指導主事、学校から学年主任と生徒指導担当が参加した。

ア 冒頭、指導主事より、教員は、聴き取りから事実関係をはっきりさせることが仕事ではなく、出来事に対してどうすればよかったか、今後どうすればよいかを考え、行動に移すことを支援することが仕事であるとの説明がなされた。

イ 本生徒は、生徒Aが生徒Eとやりとりした際のインスタDMの資料を持参した。同資料に基づき、生徒Aが、本生徒との紛争内容について、学校の指示に反

して第三者である生徒Eに話していること、生徒AがUSJの件で本生徒を仲間はずれにした理由や経緯について虚偽の説明をしている疑いがあること、などを説明した。そのうえで、本生徒は、「USJの件で仲間外れにされた経緯・理由」と「本生徒と一緒にUSJを回ってくれる人を探そうという話の有無」の点が曖昧なままであることから、生徒Aと直接話してこの点を明らかにしたうえで、生徒Aの改めての謝罪を希望した。

ウ また、本生徒は、この面談の中で、本事案の一連の経緯における自身の心理的な苦悩や苦痛について、おおむね、次のように吐露した。

本事案が始まってからずっと苦しんでいること。周囲が楽しそうに修学旅行の話題を出すたびに苦しい思いをしたこと。周囲の生徒が何を知って、どのような噂をしているのかと疑心暗鬼の中で過ごしていること。また、生徒Aら4名との話し合いをした方が良いかずっと迷い、選択を迫られ、悩みながら自分で決めてきたこと。話し合いを選択したことで警察沙汰や弁護士が介入することにもなり、また家庭内も神経質な雰囲気になることもあり、話し合いを選択した自分の判断が間違っていたのではないかと悩み続けていること。修学旅行や全国大会()、この学校で卒業するといった楽しみが全て無くなったうえ、これから転校先で上手く過ごせるかという本来は背負わなくても良かったはずの悩みまで背負うことになったこと。その一方で、生徒Aら4名は、修学旅行を楽しんだり友達と遊んだりしているのに、本生徒が話し合いを求めると体調が悪いなどの理由でそれを拒否することが許されており、都合が良すぎると感じていること。自分が死にでもしないと取り合ってもらえないのかと思うこともあり、どうしたら良いか分からないことなど、自分の苦悩や苦痛について率直に説明した。

(18) 同面談の終了後、本生徒と母が学校を立ち去ろうとした際、学校内において、校長及び教頭と対面した。本生徒側は、事前に校長や教頭と会うことは聞かされていなかった。

ア 立ち話の状態、校長から、本生徒と母に対し、転校の決断をさせた点についてのごく簡単な謝罪が一言あった。

イ これに対し、本生徒の母は、担任の対応などから学校を信用することができずに転校を決めたこと、転校を決めてから校長からの挨拶も謝罪も一度もないことについて不誠実であると感じており、怒りも覚えていること、本生徒が死なない

と分かってくれないのかと発言していることなどを説明し、学校としてしっかり受け止めて欲しい旨を告げた。

また、本生徒からは、校長に対して、上記(17)ウで述べたのと同趣旨の悩みや苦しみについて、改めて説明がなされた。

ウ 本生徒と母の発言に対し、校長は終始無言であった。その後、校長が何も発言しないまま、本生徒と母は学校を出た。

エ 本事案に関して、本生徒とその保護者が管理職と直接面談したのはこれが最初で最後であった。その時間は、立ち話で10分程度であった。

20 生徒Aとの2度目の話合い

(1) 8月24日(木)、学校が生徒Aに本生徒との話合いを打診し、生徒Aは話合いを承諾した。

(2) 8月28日(月)、野々市市教育センターにて、市教委主導のもと、本生徒と生徒Aとの2度目の話合いが行われた。市教委からは指導主事が、学校からは学年主任と生徒指導担当が参加した。

ア 本生徒は、8月23日に学校や市教委にも提出した生徒Aと生徒Eとの間のインスタDMの資料を使い、生徒Aの発言の真偽を直接確認したいと考えていた。しかし、話合い当日の直前の打合せにて、指導主事より、生徒Aとの話合いにはインスタDMの資料は使えない旨を告げられた。

指導主事からは、本生徒と生徒Aの話の中でずれがあるならば、お互いが直接話し合って少しでもずれが無くなれば良いと思ってこの話合いの機会を用意した、との説明があった。

インスタDMの資料を使って生徒Aに確認することができないと直前に告げられて本生徒が戸惑っていると、指導主事より、「もう今日は辞めましょう」などの提案もなされた。

しかし、生徒Aに直接確認できるのは最後かもしれないこともあり、本生徒は予定どおり生徒Aとの話合いに臨むことにした。

イ 話合いでは、本生徒からの質問に答える形式で、生徒Aから、本件USJ・DMを送信する前後の経緯や、本生徒と一緒に回るといふ話の有無や経緯などについて説明がなされた。

ウ 話合いの最後に、本生徒は、指導主事に対し、学校の2学期の始業式の日にく

ラスでは「いじめで転校した」と理由を説明して欲しいと要望した。その理由として、修学旅行の件や生徒Aら4名との関係について事実と異なる話も流れており、転校の理由についても噂などで事実と異なる話が広まってほしくないからであると説明した。

これに対し、指導主事からは、必ず説明するなどの明言は無かった。しかし、指導主事の対応は、会話の流れや、その応答内容からして、本生徒において「いじめで転校した」とクラスにて説明をしてくれると信じさせるものであった。この点、指導主事や同席した教員においても、本生徒が説明してくれると理解しているだろうとの認識を有しており、生徒Aにおいても始業式では「いじめで転校した」との説明がなされると認識していた。

エ また、この日の話合いの前後には、本生徒及び母から指導主事に対し、第三者調査委員会を早期に設置して、調査を開始してほしいとの要望も述べられた。

(3) 生徒Aと生徒EのインスタDM

なお、本生徒が生徒Aとの話合いに使いたいと考えていた生徒Aと生徒EのインスタDMの経緯についても調査した。証拠や協力者に限界がある中で、本委員会での調査の結果として認定できる経過としては、次のとおりであった。

ア 時期は不明であるが、生徒Eは、生徒A、C及び本生徒の3名の関係が悪くなっていると感じた。その原因として、本生徒を仲間外れにして生徒Aら4名だけでお祭りに行ったなどの話を耳にしていた。

また、明確な時期や前後関係は不明であるが、生徒Eは、本生徒からもいじめで転校するとの話を聞いた。

イ 生徒Eは、生徒Cに事情を尋ねたが、生徒Cは何も教えなかった。

次いで、生徒Aに尋ねたところ、生徒Aは生徒Eに対し、インスタDMを利用して、修学旅行前からの経緯を説明した。その後、生徒Aは、学校から本生徒とこのことを他の人に話してはいけないと言われていること、生徒Eから変な風に拡散されてはいけないと思い、メッセージの一部を削除した。

この時に削除した生徒Aのメッセージの内容については、本生徒の悪口が記載されていたわけではなく、本生徒と生徒Aら4名の関係が悪くなった経緯について、生徒Aの認識が記載されていた。

ウ インスタDMの中には、生徒Aが「そんなに仲良かったか笑」と送信したメッ

セージも存在する。これは、生徒Eからの「なきそうや」「あんななかよかったのに」とのメッセージへの返信であった。

この趣旨については、生徒Eが生徒A、C及び本生徒の3名の関係について「なきそうや」「あんななかよかったのに」と表現したことに対し、生徒Aは、生徒Cと本生徒はダンスの授業で揉めたり、そうかといえば2名で遊んだり、仲が良いのか悪いのか分からないと感じており、少なくとも3名でいるときには爆笑したりするような感じではなかったことから、生徒Eの表現が大げさであることを示唆したものであった。

エ 学校は、8月23日に本生徒からインスタDMの提出を受けており、この時点で、少なくとも同級生の一部の間では、何らかの事実反する噂が流れている可能性を認識した。しかし、どのような噂が、どの範囲の生徒の間で流れているかなどの確認はしなかった（少なくとも本委員会が調査・確認した記録上は存在しない。）。

2.1 医師の診断と症状

8月28日（月）、本生徒は、上記生徒Aとの話合いの前に、精神科医師の診察を受けた。

この時の本生徒は、手の震えや息苦しさ、動悸、不眠、吐き気、食欲不振、頭痛などの症状がみられ、学校のことを考えると手の震えや動機、発熱などの症状が現れて勉強もできない、などの訴えもあった。

診察をした医師は、本生徒の様子について、落ち着いて冷静に話していたものの、緊張感が張り詰めていると感じていた。そして、その当時の暫定的な傷病名として「適応障害」と診断した。

なお、本委員会の調査において同医師は、8月28日時点では暫定的に「適応障害」と診断したものの、本委員会の調査時点では、明確なストレス因子が存在し、繰り返し思い返すことで心因症状が発生している点、回避行動が見られることなどから、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」と診断しているとのことであった。

2.2 転校理由の説明と本生徒の状況

(1)ア 上記本生徒と生徒Aとの話合いの後、学校の2学期の始業式の日「いじめで転校した」と説明するか否かについて、市いじめ対策問題緊急対策チームにて検討が行われた。その結果、説明すべきではないとの結論に至った。

イ 8月29日（火）、市教委から学校に「いじめで転校した」と説明すべきでないとの指示が伝えられた。その際、市教委が説明した理由は、次の2つであった。

まず、学校は教育機関であるが、「いじめで転校した」と説明することは、加害生徒に対して「罰を与える」ことになるのでやめるべきであるとの説明があった。二つ目の理由としては、第三者調査委員会を経ていじめの対応が評価されるどころ、現時点でいじめと転校の因果関係がはっきりせず、「いじめ」によって転校とは断言できないとの説明であった。

ウ 学校は、生徒Aに連絡し、本生徒の転校をクラスに説明する際、「いじめで転校した」とは説明しないことを事前に説明した。

その一方、本生徒やその保護者に対しては、本生徒の要望に反して「いじめで転校する」との説明をしないと決めたことについて、市教委からも、学校からも、連絡・説明はされなかった。

この点、本生徒やその保護者に事前に連絡するか否かについては、市いじめ対策問題緊急対策チームでは検討されていなかった。指導主事において検討した結果、クラスでの説明後、その反応も含めた事後報告で良いと判断されていた。

(2) 同日、市教委より県に対し「いじめ重大事態の発生に関する報告について」と題する報告書が提出された。本委員会が調査した限りでは、本事案のいじめに関して市教委が認定した事実関係が正式に記載された報告書等は同報告書だけであった。

ア 同報告書では、市教委が認定した本事案のいじめの概要について、次のとおり記載されていた。

『 修学旅行（5月）のグループ行動メンバー決めの過程において、被害生徒は、一人だけ仲間外れにされる旨の SNS を4名の加害生徒のうち1名から伝えられ、被害生徒は精神的な苦痛を感じた（令和5年4月27日いじめ認知）。また、上記の件について学校が調査する過程の中で、加害生徒の1名が被害生徒の悪口を友人間の SNS に書き込んだ（令和5年7月5日いじめ認知）。 』

イ 同報告書では、市教委が認定した学校の対応について、次のとおり記載されていた。

『 学校は、令和5年4月21日に被害生徒本人から事案の相談を受け、教師は事案を解決するために加害生徒に対しての指導や、人間関係を修復しようと仲介すること、被害生徒にスクールカウンセラー等への相談を促したが、被害生徒とその保護者は学校の提案に応じることはなかった。しかし、令和5年6月28日に被害生徒保護者から加害生徒に指導してほしいと学校に要望があり、学校は加害生徒への指導や被害生徒との謝罪の場を持つなどの対応を行ってきた。しかし、自分の子を守る観点から被害生徒保護者は、市外の学校に転出することを決めた。 』

ウ 同報告書では、いじめ事案と転校との因果関係に関する市教委の認識について、次のとおり記載されていた。

『 4月のいじめ以降、加害生徒は被害生徒に対して直接的な誹謗中傷はない。また、SNS上や謝罪の場において、関係修復を意図する言葉を互いに交わすこともあった。学校や市教育委員会は、いじめ事案と転出することになった因果関係を正確につかむことはできていない。 』

(3)ア 8月30日(水)、学校の2学期の始業式が行われ、終礼時に本生徒の在籍したクラスにて、担任から、本生徒が転校した事実だけが告げられた。その理由が「いじめ」であるとの説明はされなかった。

イ 同日夜、本生徒は、同じクラスだった生徒からの連絡で、学校が「転校した」とだけ説明し、「いじめで転校した」との説明をしなかったことを知った。
午後9時頃、本生徒は刃物を携帯して、父の寝室に駆け込み、施錠をして立て籠もった。

本生徒の母は、県のSOS相談窓口に電話を掛け、対応した相談員からの助言を受けて警察に通報した。その後、臨場した警察官が本生徒の立て籠もった部屋に入り、本生徒は身体に負傷などを負うことなく、保護された。

ウ このときの心情について本生徒は、大きなショックを受けたせいか記憶が曖昧になっているとしつつ、次のように説明している。すなわち、「いじめで転校した」と説明すると約束したのに裏切られたと感じ、大きな心理的なショックを受けた。同級生、学校に続いて、市教委にも裏切られたと感じ、また変な噂が広まってしまうという思いや、自分が死なないと分かってもらえないとの考えが頭に浮かんた。

この点、本生徒の診察をした医師は、本生徒のストレス要因として、きっかけの仲間外れよりも、その後の、本生徒の情報が拡散されるかもしれないことの恐怖や、対応に当たった教員や市教委といった大人に裏切られたとの思いの方が大きなストレス要因となった可能性がある、との見解を示している。そして、本生徒は心の健康度（状況に立ち向かい対処する力）が高いと考えられるところ、刃物を持ち出したということは、自分では抑え込むことができないくらいの精神的な動揺があったと考えられると評価している。

本生徒の話や医師の見解に照らしても、事前の連絡・説明もなく「いじめで転校した」との説明をしなかったことは、本生徒にとって、非常に大きな心理的な負荷となったことが認められる。

- (4) 8月31日（木）、本生徒の母は、市教委に連絡し、前日夜の出来事を伝えた。そして、「いじめで転校する」と説明しなかった理由と、そのことを事前に連絡・説明をしなかった理由や経緯について、問い質した。

市教委からは、「いじめで転校した」と説明すべきでないと判断した理由については、「説明した結果、生徒Aが学校に来られなくなると、法律上も本生徒がいじめの加害者になってしまうので、それだけは避けたかった」との説明がなされた。

また、「いじめで転校した」との説明をしないと決めたことについて事前に連絡・説明しなかった理由については、学校の様子も確認したうえで事後に説明すれば良いと判断した、今思えば先に説明すべきであって配慮が足りなかった、以前に夜の電話は良くないとの話もあった、などの説明がなされた。

- (5) 9月1日（金）、本生徒の母は、市教委に連絡し、生徒Aと生徒EのインスタDMの内容を両生徒に事実確認し、そのうえでの生徒Aの謝罪を要望した。また、改めて、クラスにて「いじめで転校した」と説明することを要望した。

本生徒本人も市教委に対し、引越して転校したなどの誤った情報が流れていること、誰がどう思っているのか分からず市内を歩くときも不安であること、そうなりたくなかったので「いじめで転校した」との説明を求めていることを伝えた。

市教委は、本生徒及びその母と、クラスで「いじめで転校した」と説明することを確認した。

- (6) 9月3日（日）、市教委は学校に対し、クラスで「いじめで転校した」と説明す

る方針を伝え、事前に生徒A及びCの保護者に連絡するように指示した。

学校は、生徒A及びCの保護者に連絡し、その対応について説明を行った。

- (7) 9月4日(月)、本生徒の在籍したクラスにだけ、担任から「いじめがあったこと」「転校したこと」の説明がなされた。

クラスでの説明後、生徒AやCがクラスメイトから何か知っているかを聞かれる場面もあったが、両名とも「知らない」と回答していた。

生徒BとDの保護者に対しては、本生徒が在籍したクラスでの伝達内容を伝えられた。

その他の生徒や保護者に対しては、学校からの連絡や報告はなされなかった。

2.3 第三者調査委員会の発足までの出来事

- (1) 9月4日(月)、市教委の指示により、学校にて生徒AとEから両者の間のインスタDMのやり取りについての聴き取りが行われた。その結果は市教委に報告された。

- (2) 9月5日(火)、午後6時30分頃から、市教委による本生徒の母への第三者調査委員会設置の意思確認と概要説明が行われた。

その際、市教委より、第三者調査委員会設置の進めるにあたり、最終調査報告書を公表する方法での調査を進めることについて、本生徒の母だけでなく、単身赴任中の父の意思も直接会って確認したい旨の申し出があった。

本生徒の母より、電話での確認では駄目なのか、同月16日(土)以降に3日間帰省するのでその時では駄目なのか、との提案がなされた。しかし、市教委は、既に午後7時半も過ぎているような時間であったが、今から■■■■に向かうので、夜中となってもこの日のうちに父に会って意思確認したいと執拗に求めた。また、本当に公表する方法で良いのかも一度考えて欲しいと、再三にわたり、本生徒の母に再考を求めた。本生徒の母は、公表する方法を希望する旨を、明確に、何度も伝えた。

その後、市教委が父の意思確認は電話でも良いと応じたので電話連絡をしたが、父にはつながらなかった。最終的には、市教委は父への直接の意思確認までは不要と判断した。

- (3) 9月6日(水)、市いじめ問題緊急対策チームにより、第三者調査委員会設置に向けた準備を進めることが確認された。

同日、教育長への報告と確認、市長への報告と確認が順次行われた後、第三者調査委員会が設置されることについての報道発表がなされた。

- (4) 同日、市教委から本生徒の母に対し、教育長が一連の対応のお詫びと第三者調査委員会設置について直接話したいとの意向であることが伝えられた。

■母はこれを拒否して早く手続を進めて欲しい旨を回答し、教育長との面談は行われなかった。

- (5) 9月7日(木)、市内の中学校にて第三者調査委員会が設置されるとの内容のマスコミ報道(テレビのニュースや新聞報道、ネットニュースなど)が流れた。学校名は特定されていなかったものの、その内容は当該学校の件であることがすぐに分かる内容であり、学校の保護者や生徒らにおいても、自身の学校のことでありとすぐに認識された。

- (6) 「いじめで転校した」とクラスで説明した後、また第三者調査委員会が設置されるとのマスコミ報道が流れた後も、学校から保護者(生徒Aら4名の保護者は除く)への連絡や説明はなかった。

また、「いじめで転校した」とのクラスへの説明以外には、学校から生徒たちへの本件事案に関する説明や指導などもなかった。

本生徒に関するアンケート調査や面談調査なども実施されなかった。

- (7) 本生徒に関する噂については、夏休みや転校の前後において、一時期、一部の生徒の間において、流れていた可能性が高いことが認められた。

その噂の内容については、「お祭りに行くときに仲間外れにされた」「修学旅行を途中帰宅したのはコロナに感染したから」「本生徒のいっていることは嘘」「本生徒は被害者ぶっている」「本生徒が原因で生徒Cとの間で警察沙汰になったり、生徒Cの欠席が増えた」「生徒Cが本生徒をいじめた」といったものが流れた可能性があるが、その詳細は確認できなかった。

また、この噂の発生元や、どの範囲の生徒の間で流れていたのかについても、確認できなかった。ただし、ほとんどの生徒は本生徒に関する噂を認識しておらず、流れていた範囲もごく一部であり、その期間も短期間であったと考えられる。

- (8) 保護者の間においても、本件事案に関する噂が流れていた可能性が認められた。

その詳細な内容は不明であり、噂が流れていた保護者の範囲も不明であるが、

保護者からその子である生徒に対して本事案の当事者（本生徒及び生徒 A ら 4 名）の氏名が伝えられ、それによって生徒が初めて当事者を知るといった場面もあった。

- (9) 本生徒の転校後、本生徒の在籍したクラス内にて、生徒 A 及び C がクラスメイトより本事案に関連すると思われるからかい行為を受け、心理的な苦痛を受ける場面もあった。

- (10) 10月31日（火）、本生徒の母が市教委に電話し、転校理由の説明経緯について学校に事実関係を確認したいとの要望を伝えた。

その際、事前にこの日に本生徒の母から電話連絡することが伝えられていたところ、市教委は、弁護士（8月16日にいじめの調査方法について本生徒と母に説明をした弁護士のうちの1名）に本生徒の母からの意向聴取を依頼し、弁護士が本生徒の母からの要望や質問に対応した。

なお、本生徒の母には弁護士が対応することは事前に告げられておらず、市教委に電話連絡したところ、電話口で突如、弁護士が替わりに対応すると告げられたという経緯であった。

- (11) 11月9日（木）、第三者調査委員会である本委員会が設置された。

第3章 いじめの認定

第1 いじめの定義

- 1 本委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき設置された委員会であることに加え、同法が「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため」（同法1条）に各種の対策を規定しており、本委員会においてもその目的を等しくすることから、いじめの定義についても、同法の規定に従うものとする。
- 2 同法の定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（同法2条1項）である。

同法のいじめ該当性を判断する際には、次の4つのポイントを踏まえて判断することになる。

- ① 加害生徒と被害生徒のいずれもが児童等であること
 - ② 加害生徒と被害生徒との間に一定の人間関係が存在すること
 - ③ 加害生徒が被害生徒に対して心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をしたこと
 - ④ 被害生徒が心身の苦痛を感じていること
- 3 なお、同法は、ほんの些細な出来事であったとしても、予期しない方向に伝播したり、予期しない出来事が連鎖的・有機的に関連することで、結果として児童等の心身等に重大な影響が及びうる、という過去の重大な教訓から学び取り規定されている。したがって、上記4つのポイントのうち、被害生徒が心身の苦痛を感じたか否かが最も重大なポイントになるといえる。

この点、加害行為をした生徒において、善意・好意から行った行為や被害生徒に心身の苦痛を与えることを目的・認識しないで行われた行為、被害生徒からの要望で行った行為などであったとしても、被害生徒が心身の苦痛を感じた場合には、学校やその設置者は被害生徒の尊厳（教育を受ける権利や、心身の健全な成長、人格の形成な

ど)を守るために行動しなければならないのであって、その意味で「いじめ」に該当することをよく理解しておかなければならない。一方で、このような同法の目的及び規定からして、同法の「いじめ」に該当するか否かの判断は、特定の個人や組織についての刑事上ないし民事上の違法性の判断と一致するものではないことにも、注意しておく必要がある。

第2 本生徒に対するいじめの有無

第2章にて認定した事実関係を踏まえ、本生徒に対するいじめの有無について本委員会が判断した結果は、次のとおりである。

1 本件US J・DMの送信

(1) 対象行為の内容

4月16日(日)20:01分頃、生徒Bから本生徒に対し、「明日までに修学旅行のユニバ回るメンバー決めないといけないやん??」「もう計画とかたてちゃって4人で周りたいんやけど大丈夫??」「〇〇(引用者注:本生徒の呼称)まわる人いる?」とのインスタDMが送信され、本生徒が「回る人おらんけど4人で回るんなら大丈夫だよー」と返信した。

(2) いじめ該当性の判断

本件US J・DMの送信については、本生徒が「大丈夫」との趣旨の返信をしているものの、その後に本生徒が連日欠席したことや、本生徒自身がひどく混乱したと説明していること、本生徒の家族においても本生徒が動揺している様子を確認していること、学校や市教委についてもいじめ認知していることなどから、本生徒にとって心理的苦痛を感じていたことは明らかといえる。

したがって、この行為はいじめに該当する。

なお、いじめ行為の行為者については、生徒Bだけではなく、ともに事前協議をしていた生徒A、C及びDも行為者に該当する。

2 4月18日(火)から同月20日(木)の生徒Aから一連の連絡

(1) 対象行為の内容

生徒Aは、4月18日(火)及び翌19日(水)に本生徒の安否を気遣うメッセージを送信し、同月20日頃には、本生徒の体調を心配する内容の手紙を本生徒の自宅に投函しており、この生徒Aからの連絡の中には、本件US J・DMやUS J

グループ決めのことは触れられていなかった。

その後、本生徒が、上記連絡内容から生徒Aは何も知らないのかもしれないとも考え、生徒Aに対して本件US J・DMについて知っているのか等を確認するDMを送信した。これに対し生徒Aは、4人でUS Jを回することは生徒Aら4名で決めたこと、奇数は乗り物に乗る時に困るからやめておいた方がいいと思ったこと、本生徒は、大人数があまり得意ではないのではないかと思っていたこと、生徒Bが気を利かせて連絡したこと、本生徒と回ってくれる人を探してあげようと思ったけど、分からずに今に至ったこと等を返信した。

(2) いじめ該当性の判断

まず、上記(1)の第2段落の連絡内容については、本生徒からの連絡に対する返信としてなされたものであるが、これを受け取った本生徒において、本当の説明ではないと感じたことや、本件グループ探しの話については不快感を覚えたことから、本生徒に心理的苦痛を感じさせた行為であり、いじめに該当する。

次いで、上記(1)の第1段落の行為については、これを受け取った本生徒において、当初は、生徒Aは何も知らないのかもしれないとの思いを抱いたものの、この時点では心理的苦痛まで負っていなかった可能性もある。しかしながら、続く第2段落の連絡を受けることで、最初は何も知らないふりをして連絡していたと感じさせるものであり、これと相俟って本生徒に心理的苦痛を感じさせた行為といえる。

したがって、上記(1)の行為は、第1段落及び第2段落を一連の行為として、いずれもいじめに該当する。

なお、この行為は、生徒B、C及びDの知らない所で、生徒Aの単独の判断のもとに行われたものであることから、生徒Aだけがいじめの行為者に該当する。

3 4月24日(月)から修学旅行までの学校生活

(1) 対象行為の内容

本生徒は、4月24日(月)から修学旅行までの間は通常どおり登校し、生徒Aら4名との関係は、本件US J・DMの以前と同様に対応していた。

(2) いじめ該当性の判断

ア この期間、本生徒は心理的に複雑な思いを抱きながら学校生活を送り、生徒Aら4名にも対応していた。その心理状態は、心理的な苦痛を感じていたと評価することができる。

しかし、この間、生徒Aら4名やクラスメイトなどは、本生徒の心理状態を認識することなく、それまでと同様の対応を継続していたと考えられる。そうすると、この間の生徒Aら4名やクラスメイトの言動は、それまでの日常生活の一環と捉えることができ、それ以上に、ことさらに本生徒に向けられた行為がなされたと評価することはできない（上述の該当性判断のポイント③を充たさない。）。

したがって、この間の生徒Aら4名やクラスメイトの言動は、いじめには該当しない。

イ ただし、これはあくまでいじめ防止対策推進法上のいじめに該当しないというだけあり、学校において何ら対策を講じなくて良いという訳ではない。

本生徒が生徒Aら4名との関係について複雑な心境を抱きながら学校生活を送っていたことは学校においても認識していたのであるから、学校において本生徒に対する適切な対応が求められる事項であるという点については、いじめに該当すると判断された他の行為と何ら遜色のないことを理解しておかなければならない。

4 修学旅行後の生徒Aら4名の対応

(1) 対象行為の内容

修学旅行後、本生徒は、学校内において生徒Aら4名を避け、一人で過ごすようになった。生徒Aら4名は、本生徒から避けられていると感じ、その原因が本件USJ・DMの経緯にあると感じていたものの、謝罪などの行動をとったり、学校に相談するなどの対応をとることはなく、本生徒を見かけても話しかけることもなくなっていた。

(2) いじめ該当性の判断

それまで行動を共にしていたにもかかわらず、また、本件USJ・DMの経緯が原因であると認識しながら、本生徒に対して声をかけたり、話しかけたりしなくなったという行為は、本生徒を孤立化させる行為であり、心理的苦痛を与える行為として、いじめに該当する。

なお、本生徒自身が生徒Aら4名を避けるようになった面はあるものの、本件で認定した事実関係のもとにおいては、ごく自然な行動といえる。生徒Aら4名としては、本生徒との関係改善に向けた、謝罪を含む具体的な行動をとることが求めら

れ、場合によっては学校に協力を求めるなどの行動が求められたといえる。本生徒との関係改善に向けた具体的な行動を行うことなく、本生徒との距離をとった行為は、本生徒に心理的な苦痛を感じさせる行為であつたといわざるを得ない。

5 修学旅行後の他の生徒らの対応

(1) 対象行為の内容

本生徒は、生徒A及びCと距離を置くようになって以降、休み時間などクラス内や学校内でも一人で過ごすことが多くなっていった。

(2) いじめ該当性の判断

ア 本委員会の調査においては、本生徒と生徒Aら4名との間で何らかのトラブルがあつたのではないかと感じていた生徒や、本生徒が一人で行動することが多くなり、表情が暗くなっているなどと感じている生徒もいた。その一方、本委員会が調査することができた範囲においては、本生徒Aら4名以外には、本生徒との交流状況が修学旅行以前よりも特に疎遠になったり、距離を置くようになった生徒の存在は確認できなかった。また、生徒Aら4名が他の生徒らに本生徒との関係を伝えて距離を取らせるような行為をしたなどの事実も確認できなかった。

したがって、クラスメイトを含む、生徒Aら4名以外の生徒の言動は、それまでの日常生活の一環と捉えることができ、それ以上に、ことさらに本生徒に向けられた行為がなされたと評価することはできず（上述のいじめ該当性判断のポイント③を充たさない。）、いじめには該当しない。

イ ただし、これはあくまでいじめ防止対策推進法上のいじめに該当しないというだけであつて、これをもって学校や市教委において何ら対策を講じなくて良いという訳ではない。

修学旅行後、本生徒がクラス内や学校内において孤立を深めていたこと、精神的に追い詰められていたことは、学校においても認識していた。そして、いじめや交友関係のトラブルを抱えた生徒が学校内において孤立を深めるという状況は、当該生徒に甚大な被害をもたらす結果につながるおそれがあり、学校による対応が不可欠な状況といえる。したがって、このようなクラス内や学校内での孤立という状況は、いじめ防止対策推進法上のいじめと認定できなかったというだけであつて、学校や市教委においては、適切な対応が求められる事項であるという点について、いじめに該当すると判断された他の行為と何ら遜色のないことを

理解しておかなければならない。

6 誕生日の連絡

(1) 対象行為の内容

■月■日が本生徒の誕生日であり、この時期には本生徒と生徒Aら4名とは全く交流がなくなっていたところ、生徒Aら4名から、それぞれ次のような連絡があった。なお、それぞれの行為は、互いに相談したものではなく、各自の判断でなされていた。

ア 生徒Aからは、誕生日を祝う等の内容のラインメッセージが送られてきた。加えて、手紙と誕生日プレゼントを渡したいとの申し出があり、本生徒は断ったが、それでも生徒Aが強く申し出たため、仕方なく受け取ることとなった。なお、メッセージや手紙の中には、修学旅行に関する言及はなかった。

このとき、生徒Aは、本生徒との関係修復を図るためのチャンスであり、何とか許してもらおうと考え、手紙やプレゼントを準備して本生徒に渡していた。

イ 生徒Bからは、誕生日を祝う内容及びUSJグループ決めにに関して謝罪する内容のDMが送られてきた。本生徒は「気にしないで」などと返信した。

このとき、生徒Bは、本生徒の返信をうけ、謝罪をして受け入れてもらえたと認識した。

ウ 生徒C及びDからは、誕生日を祝う内容のDMが送られてきたが、生徒Aと同様、修学旅行に関する言及はなかった。

(2) いじめ該当性の判断

ア まず、上記(1)アの生徒Aの行為について判断する。

本生徒と生徒Aとの関係は、修学旅行でのUSJグループ決めに端を発して疎遠となっていた。その件には何も触れずに誕生日を祝う連絡をすることは、本生徒にとって心理的な苦痛を感じる行動であるといえる。

加えて、本生徒が一度は受取りを拒否するもプレゼント等の持参を強く申し出た行為については、生徒A自身は、何とか本生徒との関係改善を図りたいとの思いでの行動であったと認められるものの、修学旅行の件や学校での疎遠な関係についての謝罪もなく行われたことを考慮すると、本生徒にとって心理的苦痛となったといえる。

したがって、この生徒Aの行為はいじめに該当する。

イ 次いで、上記(1)イの生徒Bの行為について判断する。

生徒Bは修学旅行の件について謝罪の言葉を伝え、本生徒もこれに応じる内容の返信をしており、一見、心理的苦痛がないかのように見える。しかし、生徒Bは、SNS上で非公開アカウントを用いて他者に対する不満を吐露したり、他の生徒を嘲笑の対象とするなどの行動を行うことのある生徒であり、本生徒としても、自分がその対象となるかもしれないとの緊張感・不安感を抱く関係にあったといえる。

加えて、この前後を通じて特段の関係改善の兆しも見られなかったことにも照らすと、謝罪の言葉があったとしても表面的なものに過ぎないと感じ、本生徒にとって心理的苦痛を感じるものであったといえる。

したがって、この生徒Bの行為もいじめに該当する。

ウ 最後に、上記(1)ウの生徒C及びDの行為について判断する。

本生徒との関係は、修学旅行でのUSJグループ決めに端を発して疎遠となっていたのであるから、その件には何も触れずに誕生日を祝う連絡をすることは、本生徒にとって心理的な苦痛を感じる行動であるといえる。

したがって、この生徒C及びDの行為もいじめに該当する。

7 生徒Bによる本件ブロック

(1) 対象行為の内容

生徒Bは、公開範囲が限定されたSNS（当時は「ツイッター」、現在「X」）のアカウントを持っており、本生徒も従前はそのアカウントを閲覧することが可能となっていた。しかし、6月29日（木）に生徒Bに対する学校からの聴き取りが行われた後、生徒Bは、本生徒が同アカウントの投稿を閲覧することができないようにした。

(2) いじめ該当性の判断

生徒Bが自身の有するSNSのアカウント設定をどのようにするかは、その公開範囲の設定を含め、生徒Bが自由に決めることができる事柄といえる（未成年者であることによる制限は除く。）。しかしながら、従前は公開先とされていたところ、非公開にされるという行為は、その相手にとっては、当該人間関係から切り離された（排除された）と感じさせる行為であって、心理的苦痛を与えるものといえる。

加えて、生徒Bは、従前より非公開アカウント上で、他者への不満・悪評を投稿

し、特定の対象者を嘲笑の的にすることもあったのであるから、本生徒にとっては、自分もその対象になっているのではないかとの強い不安や恐怖を与える行為であったといえる。

したがって、生徒Bによる本件ブロックはいじめに該当する。

8 生徒Bによる不満の吐露（学校から聴き取り後）

(1) 対象行為の内容

生徒Bは、6月29日（木）に実施された学校からの聴き取り後、本件ブロック（上記7）をしたうえで、SNS上に、学校から聴き取り調査をされたことについての不満を投稿した。また、生徒AやC、D以外の友人数名に対し、上記の不満を直接話すなどした。

その内容は、直接的に本生徒の悪口を言うものではなかった可能性が高い一方で、それを見聞きした生徒Bの友人・知人らにおいては、生徒Bを擁護する心情の反対効果として、本生徒に対する消極的な評価につながった可能性もまた高い内容であったことがうかがわれた。

(2) いじめ該当性の判断

まず、生徒Bによる投稿内容や発言内容が直接的に本生徒の悪口を言うものではなかった可能性が高い点については、当該人間関係（いわゆるコミュニティ）内において、しかも従前は本生徒も関与していたコミュニティ内において、本生徒に対する消極的な評価につながる可能性の高い内容であった以上、直前に本件ブロックを受けていることも併せて考慮するならば、その正確な内容が不明であったとしても、本生徒にとって不快感や不安感、恐怖感を抱かせ、さらに募らせるものであったといえる。

次いで、生徒Bの投稿や発言が本生徒に直接向けられたものではなかった点については、同級生という人間関係、しかも従前は本生徒も関与していたコミュニティ内であったことからすると、生徒Bにおいては、自身の言動が本生徒のもとに伝わる可能性が存在することは当然に理解していたと考えられ、本件においてはその可能性が現実化して本生徒のもとに伝わる結果となったといえる。したがって、生徒Bが本生徒に対して行った行為と評価することができる（上述のいじめ該当性判断のポイント③を充たす。）。

したがって、生徒Bによる学校からの聴き取りに対する不満の吐露（SNSへの

投稿、友人への発言）は、いじめに該当する。

9 生徒Bによる不満の吐露（保護者同士の話し合い後）

(1) 対象行為の内容

生徒Bの上記8をうけ、生徒Bが本生徒についてSNSにて拡散など行わないようにするための対応について協議するために本生徒と生徒Bの保護者による話し合い（7月7日（金））がなされたところ、その翌日の夜、生徒Bは兄弟の電子端末を使い、再びSNSに不満を投稿した。

(2) いじめ該当性の判断

生徒Bによる投稿の具体的な内容は不明であるもの、経緯に照らし、投稿がなされたこと自体が、本生徒にとって不快感や不安感、恐怖感をさらに募らせるものであった。さらに、生徒Bの投稿への返信内容などから、本生徒に対する消極的な評価につながる可能性の高い内容であったことも認められる。よって、本生徒に心理的苦痛を与えるものであったといえる。

次いで、生徒Bの投稿が非公開アカウントで行われ、本生徒に直接向けられたものではなかった点については、上記8での検討と同様の内容が当てはまることから、生徒Bが本生徒に対して行った行為と評価することもできる。

したがって、生徒BによるSNSへの再度の投稿（不満の吐露）は、いじめに該当する。

10 生徒Aと生徒EのインスタDMに関する行為

(1) 対象行為の内容

生徒Eが生徒Aに本生徒との関係を尋ね、生徒Aが本生徒と生徒Aら4名の関係が悪くなった経緯について生徒Aの認識を説明し、その後、生徒Eから本生徒にそのやりとりのインスタDMの内容が渡された。

(2) いじめ該当性の判断

ア 生徒Aの行為について判断する。

まず、生徒AによるインスタDM内容が本生徒の悪口ではなかったと認められる点については、そもそも本件の内容は事柄の性質上、本生徒にとって他者に知られたくないものであった。また、本生徒は生徒Aの説明する内容にも納得していなかったのであるから、一方的に生徒Aの認識だけを他者に説明することは、本生徒にとって、不快感や不安感、恐怖感を抱かせ、さらに募らせるものであ

り、本生徒にとって心理的苦痛を与えるものであった。

次いで、生徒 A のインスタ DM が本生徒に直接向けられたものではなく、特定の第三者である生徒 E にだけ向けられている点については、同級生という人間関係、しかも生徒 E は本生徒と生徒 A の両方と交友関係を有する生徒であったのであるから、自身の送信内容が本生徒のもとに伝わる可能性が存在することは当然に理解していたと考えられる（生徒 A 自身、事後的に一部のメッセージを削除していることからそのことがうかがわれる。）。本件においては、その可能性が現実化して本生徒のもとに伝わる結果となったといえる。よって、生徒 A が本生徒に対して行った行為と評価することができる（上述のいじめ該当性判断のポイント③を充たす。）。

したがって、生徒 A による生徒 E にインスタ DM を送信した行為は、いじめに該当する。

イ 次に、生徒 E の行為について判断する。

まず、生徒 E は自ら生徒 A に事情を聴き、その情報を本生徒にも伝えている。生徒 A のインスタ DM の送信内容が本生徒にとって心理的苦痛を与えるものであることは、上記アのとおりである。

次いで、生徒 E が本生徒に伝えた点について、生徒 E の真意は不明であるが、本生徒の知りたいという要望に応じて、悪意なく情報を提供したと考えられる。しかし、たとえ悪意がなかったとしても、生徒 E が本生徒に対してした行為と評価することができる（上述のいじめ該当性判断のポイント③も充たす。）。

したがって、生徒 E が生徒 A から事情を聴き、その内容を本生徒に伝えた行為は、いじめに該当する。

1.1 出所不明の噂

(1) 対象行為の内容

本件においては、夏休みや転校の前後において、一時期、一部の生徒の間において、「お祭りに行くときに仲間外れにされた」「修学旅行を途中帰宅したのはコロナに感染したから」「本生徒のいっていることは嘘」「本生徒は被害者ぶっている」「本生徒が原因で生徒 C との間で警察沙汰になったり、生徒 C の欠席が増えた」「生徒 C が本生徒をいじめた」といった噂が流れていた可能性が高い。ただし、その詳細な内容や、噂の発生元、どの範囲の生徒の間で流れていたのかについても、

確認できなかった。

(2) いじめ該当性の判断

ア 噂の内容については、本生徒にとって心理的苦痛を感じるものであることは明らかといえる。しかし、噂の発生元やその流布していた範囲なども不明であり、生徒である可能性は極めて高いと考えられるものの、特定することができない以上、生徒による行為とは認定できない（上述のいじめ該当性判断のポイント①②を充たさない。）。

したがって、この出所不明の噂については、いじめに該当する可能性は極めて高いとはいえるものの、これに該当すると認定することまではできない。

イ ただし、これはあくまでいじめ防止対策推進法上のいじめに該当しないというだけあって、これをもって学校や市教委において何ら対策を講じなくて良いという訳ではない。特にインターネットを通じた行為は密行性や匿名性が高い一方、これが広範囲に流布した場合には、その削除等は著しく困難（時には事実上不可能）となり、被害生徒に甚大な被害をもたらしかうることとなる。

本件では、いじめ防止対策推進法上のいじめと認定できなかったというだけであって、学校や市教委においては、適切な対応が求められる事項であるという点について、いじめに該当すると判断された他の行為と何ら遜色のないことを理解しておかなければならない。

第4章 学校及び市教委の対応とその評価

本事案における学校及び市教委の対応の概要は、第2章「第2」に整理した事実経過のとおりである。本章では、一連の事実経過における学校及び市教委の対応について、本委員会において問題があると考えた点を指摘する。

第1 学校の対応とその評価

1 未然防止の観点からの対応がなかったこと

- (1) 本事案において学校は、修学旅行における班決め・グループ決めるを行う前に、班決め・グループ決めるに関わる問題点やその解決方法などについて生徒らに学習・指導する場を持つことなく、漫然と生徒らにグループ決めるを一任させるという対応をとった。また、生徒らに問題が生じていないか確認する手段・方法や、問題が生じた場合の対応方針も決めていなかった。
- (2) この点、学校生活を送る生徒らにとって、学校行事に関わる班決め・グループ決めるという場面は、仲違いなどの問題が生じやすい典型的な場面の一つとされている。特に、修学旅行における班決め・グループ決めるの場面は、生徒らの期待や上手くいかなかったときの不安や不満も大きくなると考えられ、学校生活における班決め・グループ決めるの中でも、生徒らの心理に大きな影響を与えかねない場面といえる。加えて、中学生という年代は、交友関係のトラブル、仲間外れ問題が重大な結果につながりかねない時期でもある。それにもかかわらず、この点に関する配慮や対処がうかがわれない学校の対応は、いじめ防止方針や学習指導要領が求める「課題未然防止教育」の観点に照らしても、生徒間に仲違いが生じるリスクへの対応として、不十分であった。
- (3) また、本委員会の調査では、本生徒と生徒Aら4名との間の本事案以外にも、複数の生徒が、班決め・グループ決めるに関連して心理的なわだかまりを抱き、場合によっては仲間外れになっていたかもしれないと感じていたことも確認された。保護者からも、班決め・グループ決めるにおける学校の対応・配慮を求める声も聞かれた。学校においては、これらの生徒や保護者の声を真摯に受け止め、今後の改善策を検討することが求められる。

2 早期対応が不十分であったこと

- (1) 本事案では、当初は本生徒や保護者から学校の関与を望まない意向があったとはいえ、学校は、本生徒と生徒 A ら 4 名との問題を認識し、いじめと認知した後も約 2 か月の期間にわたり、本生徒への声掛けや保健室利用の紹介、S C の利用呼びかけ（本生徒が応じなかったことを理由に実施されず）といった対応に終始した。

また、本生徒からの相談に応じる形での事実関係の確認はあったものの、生徒 A ら 4 名からの聴き取りなどは実施されず、事実関係の確認や学校から S C への報告や相談もされなかった。学校から本生徒や保護者に対し、早期対応の必要性や重要性、これを行わない場合のリスクなどについての丁寧な説明もなかった。

本委員会としては、このような学校の早期対応の在り方が、本事案における紛争を長期化・複雑化・深刻化させた大きな要因の一つであったと考えている。

- (2) まず、学校は、本生徒の交友関係などに配慮して生徒 A と同じクラスに編成していたところ、その生徒 A との関係に問題が生じたこと、これ以前には欠席傾向などなく積極的に学校生活を送っていた本生徒が突然に連日の欠席をしたこと自体、本生徒が放置することのできない大きな心理的苦痛を感じていると認識すべきであった。

その後も、本生徒が、本来は楽しみにするはずの修学旅行や誕生日といったイベントに際して学校を回避する意向を示したこと、養護教諭に対して悩んでいる心境を述べていたこと、学校生活において孤立を深め、精神的に追い込まれている状況を学年教員においても認識していたこと、いじめアドバイザーから具体的な対応をとるようにとの助言が度々なされていたことから、学校による具体的な対応の必要性はますます高まっていた。

修学旅行の班決めにおける仲間外れが大きな問題に発展しうるものであり、本生徒の心理的苦痛が大きいことを示す兆候が様々に示され、いじめアドバイザーからも具体的な対応の必要性が助言されていたにもかかわらず、そして問題の解決や心理的苦痛の除去に向けた具体的な対策が何ら講じられていないにもかかわらず、本生徒側の意向・対応を漫然と見守るだけの対応に終始していた学校の対応は、不適切であったと言わざるを得ず、この学校の対応が本事案の長期化・複雑化・深刻化につながったことは間違いない。

- (3) いじめ対応については、被害生徒の意向に寄り添うことが大事であり、本事案において本生徒が学校による具体的な関与を希望しなかったことをもって、学校の対

応を正当化する見解があるかもしれない。しかし、本委員会としては、そのような見解に基づいて本事案における学校による早期対応の内容を肯定することはできないと考えている。

そもそも、学校におけるいじめや人間関係トラブルへの対応について、より専門的な知識や経験を有しているのは被害生徒側ではなく、学校（管理職、教職員だけでなく、養護教諭、ＳＣ、いじめアドバイザー、市教委などの専門職や関係機関を含む）である。その学校からの十分な時間をかけた、具体的な内容を伴う丁寧な説明が尽くされない限り、漫然と被害生徒側の判断にいじめの早期対応を委ねることは不適切な対応と言わざるを得ない。

- (4) また、学校におけるいじめや人間関係トラブルにおいて、被害生徒が当初は学校の介入を拒否するという反応は、ごく一般的な反応の一つといえる。その場合に学校がとるべき対応は、その言葉を額面どおりに受け取り何もしないことでない。被害生徒が学校による介入を望まない理由や懸念点（例えば、仕返しのおそれや、更なる関係悪化の懸念、気まづくなるのを避けたい、など）を丁寧に聴き取り、その理由や懸念点について学校がどのように対応するのかを、時間をかけて具体的に説明し、被害生徒の不安を取り除き、その納得を得る努力を尽くすことである。

本事案では、学校が本生徒やその保護者に対して、本生徒と生徒Ａら４名との関係に早期に関与することの必要性や重要性、またしないことのリスクや見通しについて、十分に説明を尽くしたとはいえないことが明らかであった。

加えて、学校は、本生徒が学校による早期の関与を否定し、ＳＣへの相談に応じなかったところで対応を止めており、学校自身がＳＣに本事案での対応を相談したり、市教委に報告して対応を協議することもしなかった。特に、本生徒が学校内で孤立を深め、精神的に追い詰められていく様子を把握していた学校の対応としては、不適切であった。

その結果、本生徒自身が８月２３日の教員や市教委との面談時に述べたとおり、本生徒は、本事案への対応をどうすれば良いのか分からないままに、一人で悩み苦しむ日々を過ごすこととなったのである。学校は、本生徒のこの悩みや苦しみを十分に理解し、本事案における早期対応の在り方を早急に見直し、再発防止に向けた取り組みを検討する必要がある。

- (5) さらに、本事案における学校の早期対応の内容は、その後の事実確認や生徒Ａら

4名との関係においても問題があったといえる。

まず、いじめ対応、人間関係トラブルへの対応においては、正確な事実確認が重要である。しかし、早期の段階で学校が介入して事実確認を行わなかったことにより、その後の事実確認の場面において、関係者の記憶の減退や証拠の散逸といった弊害が発生し、正確な事実確認が難しくなってしまった。正確な事実確認ができないままでは、被害生徒においても加害生徒においても、納得した結論に至らないことが容易に想定され、本事案においてもその弊害が現れた結果、問題の長期化や複雑化につながった面がある。

また、学校の関与が遅れることにより、その後に関与したとしても、加害生徒においては「なぜ今さら」という思いを抱いたり、上述のとおり正確な事実確認ができないままの指導・注意となるおそれもあって、学校からの指導・注意の効果や感銘力が下がる（場合によっては、さらなる不満や紛争を誘発する）といった懸念も生じる。

加えて、被害生徒が望まない限り学校が関与しないという方針を一貫させた場合、いじめと認知される事態が発生したとしても、最後まで被害生徒が望まない場合には、学校は加害生徒には対して何ら注意・指導を行わないことになる。しかし、そのような対応は、教育機関である学校の対応として適切なものといえないことは明らかである。

3 いじめ防止方針の不遵守

(1) 本事案では、学校において、いじめ防止方針が定める常設の対策チームに加え、個別の事案に対応するために設置する個別対応班も設置していなかったと評価せざるを得ない状況であった。いじめ防止方針は、学校がいじめ問題に組織的に対応するために最も重要な指針といえるところ、学校がこの方針に従った対応をとっていなかったことが、本事案が長期化・複雑化・深刻化した極めて大きな要因の一つであったといえる。

(2)ア まず、いじめ防止方針では、いじめ問題の早期発見・早期対応に向けた常設の組織として、いじめ問題対策チーム（以下「対策チーム」）を設置すると定められている。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター、である。そして、年間計画として、4月の設

置後、年8回（5，6，7，9，10，11，1，2月）の会議が予定されている。

しかし、本事案では、4月27日にいじめと認知されたものの、対策チームの会議が開催されたのは、その約2か月後の6月22日であり、この年度においてはその1回だけであった。しかもその1回の会議は、いじめ対応アドバイザー派遣事業に基づく事案対応と（第6回）生徒指導部会との兼用として開催されたものであり、出席者も生徒指導部会のメンバーだけであった。対策チームのメンバーであるはずの学年主任や特別支援コーディネーター、SCらには、開催の連絡すらもなされておらず、会議後の情報共有もなされていなかった。会議内においても、本生徒について議論された形跡もなかった。

管理職においては、生徒指導部会が対策チームに当たるなどの誤った認識を有するものもあり、教員においても対策チームを認識しているものはほとんどいなかった。

このような学校の状況は、組織的にいじめ問題に対応するための指令塔ともいべき対策チームが、完全に形骸化し、実質的にはその存在が無視されていたといわれても仕方のない状況であったといえる。このことが、本事案において、いじめアドバイザーや養護教諭、SCなどの専門職と連携した対応がとれなかった大きな要因の一つであったと考えられる。

イ また、いじめ防止方針では、具体的ないじめの事実を発見した場合には、個別対応班を設置することとなっている。構成員については、「校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、学年主任、学級担任、学年生徒指導、部活動顧問、SC、生徒指導サポーター、※学年職員も対応に参加」と定められている。

しかし、本事案においては、明示的に個別対応班が設置されることはなく、最後まで、学年主任と生徒指導担当の2名の教員が担当（一応、担任も含めと3名であるが、そもそも学校としても担任と本生徒の信頼関係に問題があると認識していたことから、実質的には前記の2名で対応にあたっていたといえる。）となり、随時、生徒指導主事や教頭に報告し、教頭が校長に報告するという体制で対応にあたっていた。学校や対応にあたっていた教員自身においても、いじめ防止方針に基づく個別対応班であるとの確認などはなかった。これ

ら、実際に対応にあたっていた教員らの協議に養護教諭やＳＣが参加することもなかった（養護教諭から保健室利用の状況が報告されていたことはうかがわれるが、個別対策班における協議などと評価できるものではなかった。）。

このような学校の実態は、組織的にいじめ問題に対処するための実働班ともいえるべき個別対応班が、そもそも設置すらされていなかったと言わざるを得ない。このこともまた、本事案について、いじめアドバイザーや養護教諭、ＳＣなどの専門職と連携して対応することができなかった大きな要因となっていたと考えられる。

- (3) いじめ防止方針は、過去の深刻な事例にも鑑みて、いじめ問題に組織的に対応するための最も基本的かつ重要な対応指針といえる。これに基づく対策チームや個別対応班が全く機能していなかっただけでなく、管理職や教員らにおいて、明示的に意識すらされていなかったという状況は、非常に深刻な問題と言わざるを得ない。このような意識や対応では、今後もいじめ問題に対して組織的に対応することは期待できず、深刻な事態から生徒を守ることができない。学校においては、早急にいじめ防止方針の内容を確認・理解して、同方針に従った対応に改めなければならない。

そもそも、いじめ防止方針は、学校が主体となって作成するものである。したがって、いじめが起きた際に、学校において具体的な指針とならないものが作成されているのであれば、それこそが問題であると考えられる。とりあえず定めているだけで画餅に帰している、などの非難を受けないためにも、学校においては、いじめ防止方針に真摯に取り組まなければならない。

4 組織的対応の不十分さ

- (1) 本事案について学校は組織的に対応したと報告・説明しているものの、その実質は、事実上、学年主任と学年指導担当の２名に大きな負荷がかかっており、その他の専門職との連携も全くとれていなかった。いじめ防止方針に沿っていなかっただけでなく、実質的にも組織的な対応と評価することのできないものであった。この点も、本事案が長期化・複雑化・深刻化した大きな要因の一つとなったといえる。
- (2) 本事案では、生徒Ａら４名からの聴き取りや生徒同士の話合いの場には、学年主任や生徒指導担当、担任の３名以外の学年教員も参加していた。しかし、その他の場面においては、基本的に学年主任と学年指導担当の２名が主に対応にあた

っており、管理職への報告もあったものの、その際の管理職からの指示内容も「丁寧に対応するように」といった、極めて抽象的な指示にとどまっていた。

また、上記2名が、SCやいじめアドバイザーと情報共有して対応を検討するような場面もなく、市教委と対応を協議する場面も無かった。

このような学校の対応は、結局のところ学年主任と生徒指導担当の2名に対応を任せきりとなり、他の専門職によるサポートも無かったのであるから、実質的には組織的な対応がとられていたと評価できるものではない。

なお、夏休みに市教委から学校に対して関係生徒への対応について連絡があった際には、管理職は、学年主任と生徒指導担当がリフレッシュウィークに入っていることを理由に、それが終わるまで対応できないなどと回答している。この点からも、学校としては組織的に対応していたのではなく、上記2名に対応を任せきりにしていたと言わざるを得ない（情報共有のされた組織的な体制であれば、構成員の一部が対応できない場合には、他の構成員による支援・対応が可能となる。長期間にわたり代替要員による対応ができない状況が生じていたということは、組織的な対応となっていなかったことを示している。）。

- (3) また、組織的な対応を行う上で不可欠の前提となる記録の作成・整備も極めて杜撰であった。走り書き程度のメモはあるものの、その他には各教員による生徒からの聴き取り内容を整理した記録や、学校として認定した事実関係に関する記録、各生徒に伝えた事実関係に関する記録なども作成されておらず、教員間で協議された内容や管理職に相談・協議した内容や管理職から指示された内容に関する記録も作成されていなかった。これでは、学校としての組織的な意思決定や情報共有を行うことなど不可能であり、組織的な対応を期待することもできない。結局、各教員がそれぞれの何となく認識している内容に基づいた、その場での対応が続いていたと言われても仕方のない状況であった。

このような、正確な記録を作成・管理する意識の低さ、正確な情報共有を前提とした組織的な対応を行う意識の低さが、本生徒に大きな心理的な負荷を与えることとなった担任の発言にもつながったといえ、学校において反省し、見直さなければならない。

5 事実確認・話合いの不適切さ

(1) 不適切な事実確認の方法

本事案における学校の事実確認の方法については、次のとおり、多くの問題があった。このことが、生徒間の感情の対立をさらに高める結果を招いたといえる。

ア 不十分な事前準備

- (ア) 学校は、生徒Aら4名からの聴き取りを開始する前に、本生徒からの聴き取りや意向聴取を行っていなかった。また、聴き取り内容を決める際に、養護教諭や他の専門職（SC、いじめアドバイザー）と協議・検討することも無かった。
- (イ) この点、被害生徒に寄り添った対応、被害生徒の安心や納得のためには、加害生徒からの面談聴取を実施する前に、聴取事項に関する被害生徒側の意向（気になっている点、心理的に引っかかっている点など）を確認しておかなければ、せっかく加害生徒などの関係者からの聴き取りを行ったとしても、その結果や内容について、被害生徒の理解を得られない事態を招く可能性がある。また、被害生徒が、どのような点について、なぜ確認したいと考えているかを事前に確認しておくことは、加害生徒に対する面談聴取やその後の指導・注意の際にも重要と考えられる。

また、本生徒が聴き取りに応じるきっかけになったのは養護教諭との話合いを通じてであり、養護教諭がもっとも本生徒の心理の動きについて把握していたと考えられる。さらに、学校におけるいじめ対応や生徒の心理に関する専門的知見を有するのはSCやいじめアドバイザーである。

したがって、聴き取りを始めるに当たっては、まずは被害生徒からの意向聴取を行い、関係する専門職や関係する教員（本事案では養護教諭）とも協議・検討することが重要である。

しかしながら、本事案では、聴き取り調査を開始するに当たって、本生徒からの事前の聴き取りはなく、養護教諭から情報収集をしたり、聴き取り内容を協議することもなかった。当然、個別対応班が組織されていなかったことから、その他の専門職との協議もなされなかった。その結果、生徒Aら4名からの聴き取り後も、本生徒においては疑問点が解消せず、紛争がその後も長期化した一つの要因となったといえる。

イ 聴取結果や認定した事実の記録の不十分さ

- (ア) 本事案では、学校が本生徒や生徒Aら4名から聴取した結果について、面談

担当者がその場で走り書きしたようなメモが作成されていたものの、その内容を整理した記録は作成されていなかった。その結果、各生徒が聴き取りにおいてどのような話をしたのかを後から確認することができない状況であった。

また、聴取結果から学校が認定した事実関係や事実経過についても、学校が市教委に提出した報告書に記載されていた簡単な概要以外には、記録は作成されていなかった。

さらには、対応に当たっている教員間での協議内容や、管理職への報告・協議内容、学校が本生徒や生徒Aら4名に対して説明した内容などについても、記録が作成されていなかった。

- (イ) このような記録の不備は、関係者が実際にどのような話をしたのかが正確に記録・保管されないことから、事後的な確認や正確な情報共有ができないことになる。また、学校内での組織的な対応を不可能にし、各教員において、それぞれの認識による、場当たりの対応につながることになる。さらには、生徒への説明内容も、教員ごとに、また話すたびに、変化してしまうおそれが極めて高くなり、組織的・統一的な対応が不可能となる。このような対応を受ける生徒においては、学校に対する不信感や、自分以外の生徒が本当はどのような話をしているのかといった不信感を抱かせ、さらに募らせる結果となる。

本委員会の調査の中でも、各教員の認識には違いがみられ、教員ごとに説明内容が異なる部分もあり、学校内での記録の作成・管理がされていなかったことの弊害が強く認められた。このことが、聴き取り後も本生徒に事実関係における疑問点を生じさせ、また、本生徒に大きな心理的な負荷をかけることとなった担任の発言にもつながったといえる。学校においては、早急に記録の作成・管理の重要性を再認識し、対応を改める必要がある。

ウ 認定した事実の共有化の不十分さ

- (ア) 本事案では、聴き取り結果として学校が認定した事実関係について、聴き取り対象となった生徒Aら4名との間での事実関係の確認や認識の共有化が行われていなかった。
- (イ) この点、加害生徒において事実関係の認識が異なる場合、その点について不満が残ることになり、学校においても、生徒がどの点について不満を持ったか把握できず、更なる紛争に発展する危険性がある。さらには、本事案のように

加害生徒が複数の場合には、その加害生徒間においても新たな紛争が生じる可能性もある。加えて、本事案のように、その後に被害生徒との話し合いの場を持つことを想定している場合には、事実関係の認識のずれが原因となり、話し合いの場において生徒間での言い争いや直接の追及の場となってしまう、問題の複雑化・深刻化をもたらす危険がある。

したがって、学校においては、認定した事実関係について加害生徒に説明し、認識に違いなどが無いか確認したうえ、認識に違いなどがある場合には学校の認定理由を説明したり、その部分を再度調査・確認するなどして、学校と加害生徒間の認識にずれが無いようにしなければならない。

本事案においては、学校の認定した事実関係がそもそも正確に記録化されておらず、それに加えて加害生徒における事実関係の認識の共有化も行われなかったことから、本生徒と各生徒との話し合いの場における生徒同士による言い争いや直接の事実確認という事態につながってしまったといえる。また、加害生徒間における相互の不信という別の問題にもつながってしまったといえる。

(2) 不適切な話し合いの方法

ア 被害生徒との事前協議の不十分さ

- (ア) 本事案では、学校が生徒 A ら 4 名から聴き取ったうえで認定した事実関係が記録化されていないうえに、その結果を本生徒にどのように説明したのかも記録化されておらず（いつ、だれが、どのような説明をしたのかについて、少なくとも記録上は見当たらない。）、その内容が不明である。

さらに学校は、本生徒と生徒 A ら 4 名との話し合いの前に、本生徒において事実関係について不十分な点や、気になる点（心に引っかかる点）、追加で確認を求める点がないかを確認することもなかった。

- (イ) まず、被害生徒への丁寧な対応、寄り添った対応を組織的に行うためには、学校関係者がどのような説明や支援を行っているかについて、関係者間で正確に情報共有することが不可欠である。学校としての説明内容が分かる資料などが作成されていないことは、このような組織的・統一的な対応ができていなかったことを示すものといえる。

このような学校の対応は、学校の関係者ごとに説明・対応内容が異なることになり、被害生徒に学校への不信感を抱かせ、さらに募らせる危険性が高く、

早急に改善する必要がある。

この点、本事案において本生徒が大きな心理的な負荷を負うことになった担任の発言についても、この学校における本生徒への説明内容の記録化と情報共有がなされていなかったことも大きな原因の一つといえる。

- (ウ) 次いで、加害生徒からの聴き取り後には、被害生徒に認定結果を説明したうえで、さらに確認したい点や疑問点などが無いかを確認することが必要である。被害生徒において疑問を感じる点や確認したい点、不安を感じる点などが残ったままでは、その後の安心した学校生活を実現することは難しいのであって、この点を被害生徒に確認し、その疑問や不安を解消する対応、必要に応じて更なる再調査を尽くすことが必要である。特に、その後に生徒同士の話し合いを行う場合には、事前に事実関係（当然、直接のいじめ行為だけでなく、その経緯やその後の推移も含まれる。）に疑問が残らないようにしておくことが不可欠である。さもなくば、生徒同士の話し合いの場が、生徒同士による言い合いの場や生徒による直接の追及の場となってしまう、生徒間の人間関係のさらなる悪化を招くことになる。

本事案では、この点の対応がなされなかった結果、本生徒において事実関係に疑問を抱いたまま、生徒 A ら 4 名との話し合いを行うこととなった。その結果、生徒同士が言い合う場面や、本生徒が直接生徒 A ら 4 名に疑問点について事実確認を行うなどの事態が生じた。このことが、生徒間における人間関係の更なる複雑化をもたらした面もあったといえる。

イ 話し合いの方法の不適切さ

- (ア) 本事案において学校は、生徒同士の話し合いを行う際、事前に生徒間において前提事実の確認や話し合いの目的やルールの確認などを行うことなく、直接お互いに言いたいことを話させるという方法をとった。その結果、生徒同士の話し合いにおいては、お互いに言い合う場面や、本生徒が生徒 A ら 4 名に疑問点を直接事実確認する場面が多く見られた。

このような学校の対応は、問題の複雑化や生徒間の更なる感情の対立や動揺を引き起こすものであり、不適切なものであった。

- (イ) この点、学校が主導して行う生徒同士の話し合いは、あくまで教育の一環として実施される必要がある。生徒同士が言い合う場となったり、一方の生徒が他

方の生徒を非難・追及するだけの場とならないよう、話合いの目的（基本的には、共通の前提事実に基づき、謝罪や今後の関係について話し合うことが目的となる）やルールについて、事前に確認しておくことが不可欠である。

前提となる事実関係を共有し、話合いの目的を明確にすることなく生徒同士の話合いが行われた場合には、被害生徒も加害生徒もどうしてよいか分からず、更なるトラブルの場となる危険性がある。また、生徒による直接の事実確認が行われたとしても、話す能力や表現方法、認識・理解能力、その場における立場関係などもあり、そもそも正確な事実認定は非常に難しく、さらなる認識のずれや感情の対立を誘発する危険性が高いといえる。

学校においては、生徒同士の話合いを行う際には、事前の事実確認とその認識の共有化、話合いの目的・ルールの明確化を必ず行うようにしなければならない。

- (ウ) なお、本事案では、学校において保護者同士が話合いを行う場面もあり、その際にも、保護者同士が感情的に言い合う場面があった。この時も、事前に前提事実の共有がなされておらず、話合いの目的やルールについての説明もなされることなく実施されており、この学校の対応も不適切であった。

いじめや生徒間トラブルにおいて保護者同士が話し合う場合、前提事実が共有されておらず、話合いの目的やルールが不明確なままであると、双方の保護者において、どのような事実関係が前提となっているのか、相手に何を求めているのか、何を伝えたらよいのか、などが曖昧となる。場合によっては、必要以上に感情的な応酬の場となるおそれがある。学校での話合いである以上、学校が議論の場を管理し、教育の場として必要かつ相当な議論となるように議論の場を運営することが求められるが、それが困難となる。その結果、参加した保護者双方において不満が残り、互いに、また学校に対し、不信感を生じることにもなりかねない。

学校においては、生徒同士の話合いを行う場合だけでなく、保護者同士の話合いを行う場合にも、事前の事実確認とその認識の共有化、話合いの目的・ルールの明確化を必ず行うようにしなければならない。

6 本生徒やその保護者への寄り添いの不十分さ

(1) 再度の事実確認の要望への対応の不十分さ

ア 本事案において学校は、生徒同士の話し合いが一通り終了した後、本生徒が求めた、①「誰が最初に5人を嫌がったのか」②「一緒に回ってくれる人を探そう」という話はあったのか、なかったのか」の2点についての再度の事実確認について、十分に対応しなかった。この点は、いじめの被害生徒への対応として、不適切であった。

イ まず、いじめ事案においては、被害生徒への対応や加害生徒への注意・指導、今後の対策を決めるうえでも、その前提となる丁寧な事実確認が重要である。とくに、被害生徒が解明を求める事項については、「いじめ」事案の解決に全く無関係であるとか、第三者のプライバシーへの過度な侵害が想定されるなど特段の不利益や支障が無い限り、基本的には被害生徒の不安や悩みを解消する前提として、できるだけ事実確認を行うべきである。

さらに、本事案において本生徒が再度の事実確認を求めていた2点の内容についても、①は、いじめの被害に遭った生徒にとっては当然に気になる事項であり、いじめの経緯における重要な事項の一つといえる。②については、生徒Bが本生徒に対する不満を述べる原因の一つにもなっていた点であり、この点も本事案では重要な事項といえる。この点の再確認を求める本生徒の要望は、当然の要望といえ、これにすぐに応じようとしなかった学校の対応は、いじめの被害生徒に寄り添った対応と評価することができない。

ウ 加えて、上記の本生徒の要望は、本来であれば、生徒Aら4名からの聴き取り結果を踏まえた学校における認定結果を本生徒に伝え、生徒同士の話し合いの前に本生徒から聴き取り、解消しておくべき点であったといえる。その対応を怠ったうえで、本生徒からの当然ともいえる事実確認の要望に対応しなかった点は、本生徒において学校への不信感を募らせる要因の一つになったといえる。

また、上記①の点については、本委員会の調査の結果、生徒Aら4名からの最初の聴き取りの時点で、学校において明確になっていたと考えられる。それにもかかわらず、学校からの説明を受けた本生徒が、それと異なる認識を有するに至り、そのことを本生徒は再三、教員らの前で発言するも、学校においては修正することがなかった。この点は、既に指摘した学校における認定事実や本生徒に告げた説明内容が記録化されていないことの弊害が、現れているといえる。

さらに、上記①の点については、時には教員より「真実は知らない方が良い」

といった声掛けも見られた。このような学校の対応は、いじめの被害者として当然に気になり、不明のままでは不安になる事項について、事実確認を拒否していると感じさせるものであるとともに、本生徒の不安解消の妨げとなり、本事案が長期化した一つの要因となったといえる。また、次の(2)の担任の発言とも関連し、本生徒の学校への不信感を非常に大きくさせる対応であったといえる。

エ なお、上記の学校の対応を客観的にみると、本生徒が学校の関与を要望するやいなや、拙速な聴き取りと話し合いを行い、記録も作成せず、その後の本生徒からの追加の要望には「知らない方が良い」などとしてそれ以上の対応を行っていない、と評価されかねないものといえる。このような学校の対応は、本生徒が疑問を持つ点の事実関係を丁寧に確認し、その納得や安心を得るという、本来求められる寄り添った対応などではなく、それよりも、いかに早く事態を鎮静化し、問題の終息を図るかに重きを置いた対応であったといわれても仕方のないものであった。

(2) 担任の発言に関する対応の問題

ア 発言内容やその経緯の問題

(ア) 7月24日の担任の発言は、本生徒に対し、①「5人で回るのを嫌がっていたのは生徒Aであった」、②「生徒Aは本生徒自身のことを嫌っていた」、③「生徒Aは最初からそのことを発言しており、学校の教員らも分かっていた」といった内容を伝えるものであった。②と③は本生徒にとって初めて聞く内容であり、①も生徒Aら4名の話し合いの一番最後に聞き、その真偽を確認したいと学校に要望するも「真実は知らない方が良い」などと告げられていた内容であった。

(イ) この点、担任の発言内容②は、事実と反する内容といえる。このような発言となったのは、担任自身の認識能力や表現能力の問題もあると考えられるものの、最も大きな要因は、学校において認定した事実関係や生徒に対する説明内容を記録化し、関係者間で統一していなかったことにある。このように、対応する教員によって発言内容が異なることは、被害生徒を大きく傷つけ得るものであり、また学校に対する信用を失墜させる行為であって、非常に危険なものである。この点からも、学校は、いじめについて認定した内容や生徒への説明内容について、記録化して情報共有を徹底する体制を早急に確立しなければ

ならない。

- (ウ) 担任の発言内容①③については、本委員会の調査の結果からも、おおよそ事実であると認めたものの、学校からの説明を受けた本生徒が、①について事実と異なる認識を有し、その前提での発言を繰り返していたことが認められた。それに対し、教員においても本生徒の認識を訂正していなかったことも認められた。このような状況下における発言であったことから、本生徒においては、学校は事実を隠していたのではないかと、裏切られたなどと感じ、心身の不調をきたすほどの大きな心理的ショックを受けたと考えられる。このような学校の対応は、いじめ被害にあった本生徒に対し、学校が更に心理的な負荷を与える行為であって、極めて不適切だったと言わざるを得ない。

このような事態が生じた最も大きな要因は、上記(イ)と同様、学校において認定した事実関係や生徒に対する説明内容を記録化し、関係者間で統一していなかったことにある。また、本生徒から気になっている点、確認したい点を真摯に聴き取り、丁寧に事実確認と説明を尽くす対応を欠いていたことも要因といえる。

学校は、いじめについて認定した内容や生徒への説明内容について、記録化して情報共有を徹底する体制を早急に確立しなければならない。また、学校が認定した結果について本生徒が疑問に感じている点などを丁寧に聴き取り、その疑問や事実関係の認識に違いなどがある場合にはそれを解消するための対応を尽くすことを徹底しなければならない。

イ 担任の発言後の対応の不十分さ

- (ア) 担任の発言について、学校においては記録も作成されておらず、その内容も共有されていなかった。この発言が本生徒にとって大きな心理的な負荷となり、転校を決めた直接のきっかけになったとの認識についても、学年主任と生徒指導担当以外には共有されていなかった。

また、学校からの謝罪については、当日に教頭からの電話連絡はされたものの、正式な謝罪は、本生徒側が要望したことをうけて初めて行われた。その方法も、担任が簡単に行っただけであった。

- (イ) 本委員会の調査においては、本生徒側が学校に対し、このときの担任の発言により本生徒が心身の不調をきたすほどのショックを受け、これを契機に転校

を決断した旨を、度々伝えていたことが認められた。それにもかかわらず、学校において担任の発言内容についての記録が作成されておらず、その内容も共有されていなかった点は、学校において、本生徒側の訴えの内容を丁寧に聞き取る姿勢が足りていなかったと言わざるを得ない。

(ウ) また、担任の発言に対する謝罪についても、教員の言動により生徒に心理的苦痛を負わせた場合、学校として、誠意ある対応を行うことが必要である。管理職が学校を代表して、または当該教員とともに、生徒側に謝罪などの対応を行い、以後の学校の対応について真摯に説明を尽くすべきである。本事案ではこのような対応がなされておらず、この点も、本生徒と学校の信頼関係を損なう要因となった。

(3) 上記に述べた、本生徒からの再度の事実確認の要望への不対応や、担任の発言に関する不適正な対応以外にも、学校の対応の中には、本生徒側への丁寧な対応や寄り添う対応に欠けていた対応が認められた。

ア 修学旅行での対応

(ア) 本生徒は、修学旅行の1日目だけに参加し、同日夜は宿泊することなく、迎えに来た保護者の知人と共に帰宅した。その際、本生徒を同知人に受け渡す際の対応について、どのように対応したか記録は特に作成されておらず、学校においては、誰が、誰に引き渡したのかも把握しておらず（少なくとも記録はない）、保護者への連絡も当日には行われていなかった。

病気や家庭の都合などの急きょ発生するやむを得ない事情は別として、修学旅行を途中で帰ることは通常の事態ではなく、さらに本生徒は中学生であり、その生徒を県外にて学校の管理外におくのであるから、慎重な検討と対応方針を具体的に定め、関係者間での情報の共有化が必要であった。場合によっては、市教委に事前に報告して対応について助言を求めるなどの対応を取るべきであった。その際には、認識・情報の共有化のために文書などでタイムスケジュールや責任者、連絡先などを明確にしておくことが有用である。また、引き渡し後は、間違いなどが無いかを、保護者に対して即時に、または遅くとも当日のうちに、連絡・確認するなどの丁寧な対応が求められる。このような学校による丁寧な対応を行うことは、いじめで悩む被害生徒側との信頼関係の構築にもつながるといえる。

しかし、本事案での学校の対応は、結果として問題が起きなかったとはいえ、本生徒側において安心して対応を任せることができるものではなかったといえる。特に、当日のうちに保護者に連絡をしていない点は、学校に対する不信感を募らせるものであったといえる。

- (4) また、本生徒が途中で帰宅した理由についても、学校は、直接聞きに来た生徒にのみ回答するという対応をとり、同じクラスの生徒にすら説明がされなかった。本生徒と同じ部屋で宿泊することになっていた生徒 A 及び C に対してすら説明がなされていなかった。

この点、学校行事から生徒が離脱する場合、特に「いじめ」を原因とする人間関係のトラブルが原因となる場合、学校において、加害生徒や他の生徒らにどのように説明するかを被害生徒側と事前に協議・検討し、他の生徒らに説明するようにすべきである。その際には、全体への説明のみならず、加害生徒らには別途、個別での説明も検討するべきである。これにより、被害生徒への事実無根の噂などによる二次被害の防止につながるうえ、場合によってはこれを機会に、加害生徒らへの指導・注意の契機となることも想定される。さらには、説明内容については被害生徒側との事前協議が不可欠であるところ、学校が丁寧に対応することで、被害生徒側との信頼関係の構築にもつながる。

しかし、本事案ではこの点の対応が十分ではなかった結果、生徒 A ら 4 名において U S J のグループ決めが原因ではないかとの思いを抱いていながら、学校による関与の機会につなげることができなかった。また、その後に事実と反する噂が一部に流れることにもなり、その後の経緯において本生徒が事実と異なる噂が流れるのではといった不安感を抱きながら生活する要因の一つにもなったといえる。

イ 生徒 C の保護者の訪問への対応

- (7) 本事案では、本生徒と生徒 C との学校での話合いの日の夜、これに不満を覚えた生徒 C の保護者が、訪問を拒否している本生徒宅への訪問を強行し、警察が介入する自体が発生した。その際学校は、生徒 C の保護者が本生徒宅の訪問を強行する意向を知りながら、これを思いとどまらせるための十分な措置をとらなかった。また、この時の学校の対応について謝罪するなどの対応もとっておらず、この時の対応について記録なども作成されていなかった。

(イ) この出来事は、学校での出来事が原因となっており、また学校が関与するいじめ案件において加害生徒の保護者が訪問を拒否する被害生徒の自宅訪問を強行し、警察が介入する自体にまで発展したということで、学校として重大な事態と捉えなければならない。この点の記録が作成・管理されていないことは、学校の意識の低さが現れているといえることに加え、学校の管理運営上も問題といえる。

また、学校としては、加害生徒の保護者に対し、被害生徒の自宅訪問を強行することを辞めるように忠告しなければならなかった。必要な場合には、加害生徒保護者の行為が場合によっては違法な行為にも該当しうることに言及してでも、学校として容認できないことを明確に伝える必要があった。担任で止められなかった場合には、管理職が直接注意してでも思いとどまらせる対応が求められたといえる。

しかし、本事案の学校の対応は、生徒 C の保護者の行動を思いとどまらせるために十分な対応であったということができず、その後に学校からの謝罪などもなかったのであるから、本生徒側にとって、いじめ対応の中で学校が守ってくれないとの思いを強く抱く出来事であったといえる。

7 他の生徒や保護者への対応の不適切さ

(1) 他の生徒や保護者への説明がなかったこと

ア 本事案において学校は、本生徒がいじめで転校したとの説明を、本生徒の在籍したクラスでのみ説明し、他のクラスや学校全体では説明をしなかった。また、保護者への説明については、生徒 A ら 4 名の保護者への説明はあったものの、その余の保護者には説明をしなかった。マスコミにて報道が流れたのちも、説明は行われなかった。

その後、事実と反するものも含め、本生徒に関する噂が生徒間や保護者の間で流れたことがうかがわれ、保護者から生徒が事情を知るような場面もあった。

イ この点、「いじめ」による転校という事態が起きた以上、生徒や保護者の間で様々な噂が流れることが容易に想定されたといえる。事実に基づく噂であっても二次被害につながる可能性があり、さらには事実に基づかない噂が流れることも当然に想定される。学校としては、市教委や本生徒側との協議・調整のうえ、学校として、クラスメイトや同級生、学校全体への説明や指導内容を協議して実施

すべきであった。その際、二次被害につながらない対応についても、生徒や保護者に指導や注意喚起を行うことが必要であった。この説明を行わなかった結果、本生徒側においては、どのような噂が広まるかについての不安感が引き続き継続したといえる。

また、学校からの説明などが無かったことで、学校内での犯人捜しや他の生徒からの加害生徒を対象としたからかい行為など、新たなトラブルを誘発する結果にもつながったといえる。

(2) 全体への指導などがなかったこと

ア 本事案では、本生徒の転校後も、本生徒が学校に伝えていた噂についても含め、本生徒に関する調査（アンケートや面談など）は実施されなかった。また、本生徒のいじめを契機とした全体への指導なども実施されなかった。

イ この点、学校のいじめ防止方針においても、いじめへの対応として全体への指導を行うことが定められているところ、これに反した対応であった。

また、発生したいじめ問題を教訓として、周囲や全体の生徒へ指導を行うことは、教育機関における重要な教育の一環といえることから、これを実施しないことは教育機関として不適切であったといえる。

なお、全体への指導が必要であったことは、本事案において第三者調査委員会による調査が予定されていたとしても変わらない。第三者調査委員会としての調査には時間を要すると考えられるところ、少なくとも学校としてはいじめと認知したのであるから、学校が認知した範囲においてだけでも、指導・対応を行うべきである。第三者調査委員会の調査が終わらない限りいじめを踏まえた指導を行えないとなると、いじめ認知をしながら、何ら教育的な指導や対応をすることなく生徒らが卒業等することもあり得ることになり、指導等を行う機会が全くなってしまう結果も生じ得ることとなるが、そのような結果が不適切であることは明らかであると考ええる。

8 SNSに関連した問題への認識・対応の不十分さ

(1) SNSによるいじめの事実確認の不十分さ

ア 本事案では、生徒BによるSNSへの不満の投稿はいじめに該当し、学校や市教委においても同様に判断されていた。しかし、学校においては、生徒Bが実際に投稿した内容を確認しておらず、どのような内容であったかの記録も作成され

ていなかった。また、生徒Bによる不満の投稿がどの範囲の生徒において閲覧可能であったのか、その生徒らへの事実確認やさらなる拡散をしないようにとの注意喚起などの指導もなされなかった。

- イ この点、本生徒は学校に対し、再三にわたり、自分の噂や悪評が拡散することが不安であることを伝えていた。当初のきっかけとなった仲間外れの経緯よりも、この噂や悪評の拡散に不安を募らせており、生徒Bが二度目（7月8日）に不満を投稿した際には、学校に「（自分が）死なないと分からないのかと思ってしまう」などとも告げていた。SNSによるいじめ被害に遭っている本生徒が噂や悪評の拡散をおそれ、精神的にも追い詰められていたのであるから、学校としては、本生徒の不安や恐怖を解消するために、SNSの投稿を閲覧できた可能性のある生徒を確認し、各生徒への事実確認とさらなる拡散が生じないように各生徒への注意喚起や指導を行うなどの対応が不可欠であったといえる。

また、学校のいじめ防止方針においても、インターネットを通じて行われるいじめへの対応については、被害の拡大を避けるための対応を直ちにとることが示されている。国の方針においても、インターネットのいじめ問題については現代におけるいじめの大きな問題の一つであって、適切な対応が不可欠とされているのは周知のとおりである。

- ウ いじめ対応の初動で重要なのは正確な事実確認であるところ、本事案では本生徒が噂や悪評の拡散に不安を覚えていたのであるから、なおのこと、早期にSNSの投稿内容と閲覧した可能性のある生徒の範囲を確認した上での対応が重要であったといえる。これを行わなかったことが、その後も本生徒において、噂や悪評が拡散するのではないかと不安を募らせ続ける結果につながった要因の一つになったといえる。

(2) SNSに関する問題意識の低さ

本委員会の調査を通じて、学校において、SNSは学校外の問題である、家庭が対応する問題である、SNSが関係した時点で学校は対応できない、などといった認識が散見された。また、本生徒より学校に、SNSを利用した他の生徒が被害生徒となる深刻なからかい行為が報告されたが、これについても学校が具体的に対応した形跡は見られなかった。

このような学校の認識・対応は、インターネットを通じて行われるいじめに対す

る認識・対応として不適切であり、早急に改める必要がある。

また、本生徒の報告（他の生徒を対象とした深刻なからかい行為）について学校が具体的な対応をとらなかった（少なくとも、本生徒に説明はしておらず、生徒指導記録にも何らの記載も無い）ことは、本生徒において、SNSにおける誹謗中傷や、噂の拡散などについて、学校は真剣に対応してくれないとの印象を与えうる対応であったといえ、本生徒において、その後も、いつまたSNSにて自分の噂や悪評が拡散されるかもしれないとの不安を感じ続けさせる要因の一つにもなったといえる。

9 SCや養護教諭との連携の不十分さ

(1) SCの利活用体制の不十分さ

ア 学校においては、SCの活用方法として、基本的には希望する生徒・保護者との面談だけが行われていた。個別の教員との面談や、具体的な事例における関係者が集まってのケース会議、コンサルテーション（具体的なケースについてSCから助言・指導を行うこと）などは行われていなかった。

また、少なくとも令和5年度においては、SCが、職員会議や教育相談部会、生徒指導部会、対策チームの会議、個別対応班の会議（名称のいかんにかかわらず、具体的ないじめ案件に関する実働班会議を含む）に出席することはなく（出席の呼びかけもなかった）、会議記録が提供されることもなかった。

イ この点、国が提唱するSCの業務の内容としては、①生徒・保護者との個別面談のほか、②教員との個別面談、③保護者・教員へのコンサルテーション、④協議（カンファレンス）などがあり、①に加えて、②や③も中心的な業務とされている。これは、学校での教育指導において、生徒の心理面からの評価やアプローチの視点が重要であることが意識された結果、学校教員だけでの判断によることなく、児童心理や、相談や悩みを聴き取る専門家としてSCによる上記①から④を中心とする業務が必要と考えられたからである。

しかし、学校では、上記のSCの主な業務のうち、①の業務（生徒・保護者との個別面談）にしかSCを利活用しておらず、②（教員との個別面談）や③（保護者・教員へのコンサルテーション）、④（協議・カンファレンス）といった、学校側から積極的に生徒の心理面の状況を評価・把握し、その結果を学校の対応に活かすといった側面からのSCの利活用は行われていなかった。

そして、既述のとおり、学校がいじめ防止方針に沿った対策チームや個別対応班を実質的に設置していなかったことも相まって、本事案における本生徒への対応は、児童心理や、相談や悩みを聴き取る専門家であるＳＣが一切関与することなく行われる結果となった。このような学校の対応は、生徒の心理面に対する配慮が大きく欠けていたと評価せざるを得ない。

(2) 養護教諭との連携の不十分さ

ア 本事案において養護教諭は、４月以降の本生徒の揺れ動く心理状況を最も身近に聴取し、その支援にあたっていた。そして、本生徒が実際に問題解決に動き出すことを決めたのも、養護教諭との話を通じてであった。しかし、実際に学校が生徒Ａら４名からの聴き取りを開始する段階になると、聴き取りの準備、聴き取りの場、その後の本生徒への対応の協議の場には呼ばれることはなく、養護教諭が実際の対応の場面に関与することはなかった。

なお、養護教諭は、生徒指導部会と教育相談部会には出席していた。しかし、生徒指導部会は、全校生徒を対象とする日常生活上の問題全般が取り上げられる場であり、本生徒へのいじめ対応については、具体的に詰めた議論が行われることはなかった。教育相談部会も、全校生徒を対象とした不登校事案への対応が主な議題の会議であり、本生徒のことが具体的に議論されることはなかった。

イ この点、本事案において本生徒の心情を最も正確に把握していたと考えられる養護教諭が、いじめ問題の解決に向けた議論や対応の現場に関与できなかったことは、本生徒が問題解決に向けて具体的に動くことを決めたにもかかわらず、学校が本生徒の心情を理解して寄り添った対応ができず、その後に問題が長期化・複雑化・深刻化する事態を招いた要因の一つであったといえる。

なお、これも既述のとおりであるが、学校がいじめ防止方針にしたがって対策チームや個別対策班（いずれも養護教諭が構成員となっている）を設置しなかったことが、この点についても大きな影響を与えたといえる。

1.0 管理職の認識の甘さとリーダーシップの欠如

本委員会としては、以上に述べた学校の各対応の問題点のほかに、本事案に対する管理職の認識や対応に問題があり、そのことが上記の学校の問題のある各対応につながった可能性があると考えた。そこで、以下に、管理職の認識・対応として問題があると判断した点について指摘する。

(1) 早期対応における認識の低さ

ア 管理職は、4月に本事案をいじめと認知して以降、グループ決めにおける生徒間トラブルは「微細なこと」であり、具体的な対応方針については、本生徒が自分で乗り越えるものであり、本生徒が望まない限り、学校からの関与は難しいとの認識であった。

また、いじめアドバイザーなどから具体的な対応を行うべきであるとの意見が度々出されたものの、学年教員に対しては、「丁寧に対応するように」などの抽象的な指示を出し、本生徒にＳＣの利用を呼び掛けるなどにとどまっていた。本生徒や保護者に対し、学校による聴取や指導、関係改善に向けた具体的な対応が必要であることなどを積極的に説明するなどの指示はなく、管理職が自ら説明・対応にあたることもなかった。

また、いじめ防止方針に基づく対策チームや個別対応班の会議を開催して、協議することもなかった。

イ この管理職の早期対応は、そもそも修学旅行における班決めに関するトラブルが大きな問題につながりかねないことの認識を欠いている点、たとえきっかけが重大な問題とは見えなかったとしてもその後に重大な被害につながりうるという過去の教訓からいじめの定義が広く定められ、学校において早期に実行的な対応をとることを求めるいじめ防止対策推進法の考えにも反する点からも、不適切であった。

ウ また、いじめ防止方針は、学校におけるいじめ対応の最も基本的な対応方針である。その時々教員や管理職の個性や考え方によっていじめ対応の内容が異なり得ること、学校や教員において対応に見落としなどがあり得ることも考慮したうえで、いじめ被害から生徒を守るために学校として怠ってはならない、見落としとしてはならない対応が定められたものがいじめ防止方針であると考えられる。しかしながら、本事案ではこのいじめ防止方針に従った対策チームや個別対応班が設置・機能しておらず、管理職において意識した対応がとられていなかったものであり、このことが養護教諭やＳＣ、いじめアドバイザーとの連携の機会を奪い、本生徒の心理状況に即した対応がとられなかった大きな要因となったといえる。本委員会としては、この点に関する管理職の対応は看過できないものであった。

(2) 組織的な対応ができていなかったこと

ア 本事案において管理職は、担任だけの対応ではなく、学年主任と生徒指導担当が中心となって対応にあたり、随時、生徒指導主事や教頭への報告、校長への報告がなされる体制をとっていたことをもって、組織的な対応ができていたと考えていたと思われる。

イ しかし、いじめ防止方針からも明らかなとおり、組織的な対応とは、学年教員と管理職だけの対応をいうのではない。被害生徒の心理面にも配慮しながら対応することが求められ、そのために養護教諭やＳＣなども入った対応体制をとることが求められている。これらの構成員を欠く場合には、被害生徒に寄り添った対応を実現するために重要な、被害生徒の心理面への配慮が不十分になり、組織的な対応と評価することはできない。

また、実際の対応においても、学年主任と生徒指導担当の２名に大きな負担がかかっていたことがうかがわれた。同２名が夏休みにリフレッシュウィークに入った際には、管理職から市教委に対して学校側は対応できないと回答することもあり、このような対応は、実質的にも組織的な対応とは評価できない。

加えて、学年主任や生徒指導担当から管理職への報告内容やそこでの協議内容などは記録も作成されておらず、どのような事実関係に基づいて、どのような内容について協議を行い、どのような決定や指示がなされたのかも、極めてあいまいであった。これでは、組織内での情報共有や意思統一を図ることはできず、組織の構成員が交代・追加された場合の正確な引継ぎなども不可能と言わざるを得ない。この点からも、組織的な対応体制だったと評価することはできない。

(3) 被害生徒に寄り添う姿勢の不十分さ

ア 本事案において管理職は、本生徒への具体的な対応を検討する場に養護教諭やＳＣを入れることなく、生徒同士の話し合い後に本生徒側が求めた要望（追加の事実確認やその上での謝罪など）について対応するように指示することも無かった。また、担任の発言を受けて転校を決意して以降も、自ら本生徒側に説明や謝罪を行おうとする対応も見られなかった。

イ この点、いじめ被害にあった生徒に寄り添うためには、その心理的な状況を正確に把握することが必要なところ、具体的な対応を検討する際に養護教諭やＳＣを関与させなかったことは、寄り添う姿勢が不十分であったといえる。

ウ また、本生徒が生徒同士の話し合い後に追加の事実確認を求めた事項は、既述のとおり、本生徒の不安を解消するために必要な事項であったと考えられるにもかかわらず、この点に関して具体的な対応を指示しなかった点も、寄り添う姿勢が足りなかったといえる。

なお、管理職は、本生徒やその母について、解決探索志向ではなく原因追及志向が強いと認識し、その要求については、要求レベルを高くして、新たな要求を次々としている、と認識していたことが認められた。しかし、本委員会の調査（学校や市教委の記録や面談調査などの結果）では、本生徒側の要望は、いじめの被害生徒として当然に気になる点の事実確認と、事実確認をしたうえでの加害生徒側の謝罪を求めるものであり、いじめ対応として学校が対応すべき内容であったと認められた。学校が対応してくれないことで感情的になる部分はあったとしても、その要望の内容を丁寧に確認すれば、上記の点であることは分かるものであった。それにもかかわらず、管理職において上記の認識を持っていたということは、本生徒側の話を丁寧に聴取し、その内容を確認する姿勢に欠けていたのではないかとの疑いを抱かざるを得なかった。

エ さらに、本生徒に大きな心理的負荷を与え、転校の直接的な理由となった担任の発言についても、学校では記録が作成されておらず、担任の発言内容について、管理職は正確に把握していなかった。さらには、本生徒が転校を決断した理由となったことも認識していなかった。

本委員会の調査では、本生徒側が学校や市教委に対し、担任の発言が本生徒に大きな心理的負荷を与え、そのことが転校の直接的な理由となった旨を度々説明していることが認められた。それにもかかわらず、管理職において担任の発言が本生徒に与えた影響などを認識していなかったことは、管理職や学校においては、本生徒側の話を丁寧に聴取し、その内容を確認する姿勢に欠けていたのではないかとの疑いをさらに強めるものであった。

- (4) 以上を踏まえ、本事案の学校の対応は、初期の段階において管理職が出るまでもない「些細な問題」との認識が根底あり、その結果として当初は現状を見守るだけの対応をとり、本生徒が求めたことから聴き取りと話し合いの機会を持ち、これをもって本事案の対応は終了したと考え、その後の本生徒からの要望については解決した問題に対する不要な対応と考えていたのではないか、との疑念を抱かざるを得ない。

いものであった。このような対応は、本生徒において、自身の揺れ動く心情やいじめの問題への対応についてどうすれば良いか分からず悩む中で、学校側が何もしてくれない、自分で考えて対応しなければならないのか、といった更なる不安感や学校に対する不信感につながっていったといえる。

その後、本生徒は担任の発言を受けて大きな心理的負荷を受けたものの、管理職においては本生徒の心理状況を把握できていなかったことから、担任の発言の問題点も認識することなく、その発言内容の確認や管理職自らが生徒や保護者に対して、経緯や内容、その後の対応について説明を行い、必要に応じて謝罪などの対応を検討することもなかった。このことが、本生徒側の学校に対する不信感を決定的なものとしたと考えられる。

第2 市教委の対応とその評価

1 学校との連携・情報共有の不十分さ

- (1) 市教委は、4月に学校からいじめ認知の報告を受けていたものの、その後、7月に再度学校から連絡を受けるまで、本事案について学校から報告を受けておらず、自ら学校に確認することもなかった。市教委においては、いじめについて学校からの報告を待つだけであり、いじめの報告を受けた後も、定期的に確認する体制にはなっていなかった。
- (2) しかし、このような市教委の体制では、学校において問題が深刻化した後に報告を受け、それから後追いの対応を開始することになってしまう。そこまでの学校側の継続的な対応状況や、その間の被害生徒側の状況の変化なども理解できないままに、いきなり深刻化した場面の対応にあたることは非常に困難であり、対応の誤りなどを招きかねない危険な対応といえる。具体的には、市教委が途中から初めて介入することになり、被害生徒側の意向を正確に把握することは困難であり、学校側との事前の情報共有もなく、迅速に協力体制・役割分担を行うことも難しくなる。学校と市教委による対応方針の統一も図れないおそれがある。

本事案においても、7月から具体的に関与を開始した市教委は、そもそもの事実関係の把握も不十分であり、学校との情報共有も円滑にとれないままに本事案の対応にあたっており、このことが本生徒の意向を正確に汲み取れていない対応につながったといえる。

2 事実確認の不十分・不適切さ

(1) 学校との連携・協力体制の不足

ア 本事案で市教委は、学校から提出された報告書と添付のメモ（同メモは市教委においても正確な事実確認ができないものと評価されていた。）のほかには、校長及び教頭との連絡調整に基づいて、本事案の対応にあたっていた。その対応も、本生徒側への学校の対応に指示を行うというのではなく、実際には市教委が本生徒側からの直接の連絡・要望の窓口となり、対応にあたっていた。

イ いじめ対応における市教委の役割としては、学校に対する指導や支援が中心となり、市教委が直接に被害生徒側や加害生徒側に対応することは、通常あまり想定されていないといえる。しかしながら、生徒側と学校との信頼関係の状況によっては、市教委が生徒側との対応を直接行う場合もありえるところ、その場合には、学校が対応する場合と同様に、まずは正確な事実確認や、生徒側の話を丁寧に聴き取り、その意向に寄り添った対応を行うことが必要となる。

しかし市教委は、実際に本生徒への対応にあたっていた学年主任や生徒指導担当、養護教諭などと協議したり、情報提供を受けることもなく、不十分な前提情報のままに、また本生徒の心理状況について把握・理解することのないままに、対応にあたっていた。このような市教委の対応は、本生徒に寄り添った対応を行うための前提が欠けており、その結果、本生徒の心理状況やその要望の真意を把握することができないままに、表面的な対応に多くの時間を割く結果となっていたといえる。

ウ なお、市教委が生徒への対応を直接行う場合には、現場の学校との協力関係が不可欠となる。一方で学校においても、生徒との直接の対応窓口が市教委になったからといって、学校において発生したいじめ問題に対応する必要が無くなる訳ではなく、引き続き、いじめ防止方針などに基づく対応を行う必要があることに変わりはないはずである。

しかし本事案では、市教委と学校において、十分な協力体制がとられていたとは認められなかった。市教委においては、事実確認や情報提供など、いじめ対応にあたっては学校との協力体制を確立する必要があり、そのことに学校が消極的であるような場合には、学校への指導なども尽くし、事案に対応するための体制を十分に確立すべきであった。

(2) 事実確認の不十分さ

ア 市教委は、本生徒側への直接の対応を開始して以降、学校からの提供資料に基づいても正確な事実確認が難しいと認識していた。しかしそれ以上の事実確認を実質的に行うことは無く、本生徒と生徒Aとの話にずれがあるならば、お互いが直接話し合っただけで少しでもずれが無くなればと考え、本生徒と生徒Aとの2度目の話合いの場を設定するなどの対応を行った。

イ しかし、このような市教委の対応は、できる限りの事実確認を尽くしたうえで、当事者の意向を丁寧に聴き取り、関係改善などの解決を目指す、という本来あるべきいじめ対応とはかけ離れたものであったといえる。事実関係をできるだけ明らかにしたいという、いじめ被害にあった本生徒の当然の要望を顧みることなく、とりあえず事態の収束や鎮静化を図ろうとする対応であったと評価せざるを得ないものであった。

ウ なお、市教委が上記の対応に至った原因の一つとしては、学校との協力体制が十分に取れていなかったことが挙げられる。この点でも、市教委においては、日ごろからいじめ問題について迅速に学校と協力体制のとれる準備をしておくことが必要であり、学校の協力が不十分な場合は、適切な指導などを尽くしてその協力を求めるようにしなければならない。学校との連携・協力の不十分さによって、いじめの被害生徒への対応が不十分になるような事態は許されないことを改めて認識しなければならない。

3 本生徒やその保護者への寄り添いの不十分さ

(1) 転校理由の説明をめぐる対応

ア 市教委の指導主事は、本生徒より、修学旅行の件や生徒Aら4名との関係について事実と異なる話も流れており、転校の理由についても噂などで事実と異なる話が広まってほしくないからとの理由の説明も受けたうえで、「いじめで転校した」と説明して欲しいとの要望を受けていた。そして、その時の自身の応答内容などから本生徒が説明してくれると理解していることも認識していた。しかし、市教委での検討の結果、学校では「いじめで転校した」とは説明しないと決めたにもかかわらず、そのことを事前に本生徒側に告げなかった。

この市教委側の対応は不適切なものであり、本生徒にとって非常に大きな心理的負荷となり、本生徒が刃物を携帯して居室に立て籠もったことに照らしても、

同じ誤りを繰り返さないように反省すべき対応である。

イ この点、「いじめで転校した」と説明するか否かは、学校やクラスの雰囲気、関係者の心身の状況など、諸般の事情を考慮したうえでの教育的配慮により決定されるべき事項であるといえ、本委員会としては、説明しないとの結論に至った市教委の判断結果自体については、教育的判断の裁量の範囲内のものであると考えた（ただし、本委員会が市教委の判断として最も適切なものであったと評価している訳ではないことを付言する。）。

しかしながら、本生徒が「いじめで転校した」との説明を希望した経緯・理由や、本生徒が説明をしてくれると認識し、しかもそのことを指導主事自身も認識していたことからすると、市教委において「いじめで転校した」との説明をしないと判断したことについて、事前に本生徒に説明しなかったことは、本生徒において「市教委に裏切られた」と感じるのも当然の行為であったといえる。

本生徒は、いじめの被害にあっただけでなく、学校への信頼をも失って転校の判断までしていたのであるから、その心理状態は相当に傷ついていたことは明らかであり、このような状態の本生徒に対応する市教委においては、最大限に寄り添った対応が求められていた。本生徒が要望した行為、しかも指導主事の言動により、本生徒においては実行してくれるとの信頼を抱くに至った行為を、その後に行わないと決めたのであれば、事前に、その判断結果と、そのように判断した理由、本生徒が危惧する点（事実と異なる噂の拡散）への替わりの対策なども説明することが不可欠であったといえる。これを怠った市教委の対応は、本生徒に寄り添う意識が足りていなかったと言わざるを得ない。

ウ なお、後日、「いじめで転校する」と伝えなかった理由について、指導主事から本生徒側に、「本生徒がいじめの加害者になる。それは避けたかった。」といった旨の説明がなされたことも認められた。これは、市教委が学校に説明した理由（教育機関として加害生徒を罰する行為はできない、など）とも異なるうえ、法律上（いじめ防止対策推進法だけでなく、その他の法令も含む）の判断としても誤ったものであった。このような、市教委の説明態度も、本生徒に寄り添った行為とはいえないものであった。

(2) 本生徒側への対応姿勢

上記の転校理由の説明をめぐる対応のほかにも、市教委の対応には、本生徒側に

寄り添う意識があるのかとの疑問を抱かせ得る対応が見られた。

ア いじめの調査方法に関する説明を弁護士に依頼していた点

本事案で市教委は、第三者調査委員会を中心とする、いじめの調査方法に関する説明を、自ら行うのではなく、外部の弁護士に依頼をして説明を行っていた。

この点、生徒側が弁護士による説明を希望するような場合は別として、いじめ対応についての知識経験を有しているのは教育委員会であり、第三者調査委員会については法律上も設置主体となっているのであるから、生徒側においては、本来は教育委員会が説明してくれると考えるのが通常である。それにもかかわらず、本事案において市教委が外部の弁護士に説明を依頼している点は、本生徒側にとっては、市教委が自ら説明するのを避けているのではないかとの印象を与えかねない対応であったといえる。

イ 第三者調査委員会の意思確認の方法の不適切さ

本事案において市教委は、本生徒の母が最終報告書を公表する方法での第三者調査委員会の設置を希望する旨を何度も明言しているのに対し、母だけではなく父についても意思確認を求め、その意思確認の方法も非常識なものであった。具体的には、深夜に父の単身赴任先に直接会いに行くというものであり、本生徒側が非常に当惑するものであった。

市教委の意向は別としても、このような非常識な意思確認の提案は、被害生徒側を当惑させたり不信感を抱かせるものであり、信頼関係を棄損しかねない行為であったといえる。見方によっては、市教委が最終報告書を公表する方法での第三者調査委員会設置の回避させようとしているのではないかと、との疑念を抱かせかねない行為であり、少なくとも、本生徒側に寄り添った対応であったということとはできない。

ウ 事前告知の無い弁護士による意見聴取

第三者調査委員会が設置される直前の時期、本生徒の母が、市教委に対して事前に告げたいと電話連絡をしたところ、本生徒側に事前の告知も無く、市教委が依頼した外部の弁護士が待機しており、同弁護士による意見聴取などの対応が行われた。

このような、事前に告げることなく、突如、弁護士が現れて対応するという状況は、常識的に考えても、本生徒側にとっては当惑し、不信感を抱かせる行為で

あったといえる。また、現在の社会通念に照らすならば、交渉や連絡の相手が弁護士を立てる場面というのは、対立当事者間における場面や、理不尽な要求をする相手（いわゆるクレーマー）に対応する場面が多いといえ、この市教委の対応は、本生徒側に市教委が敵対相手やクレーマーと認識しているのではないかとの印象を与えかねない行為であった。

以上に述べた問題点の指摘と評価は、重大事態が発生したことを前提に、その経緯も踏まえたうえで、本調査報告書を作成する時点において、振り返って検討したものである。現実の教育現場においては、複数の事案が併存し、それぞれの事案が時々刻々と進行する中で、常に即時かつ柔軟な対応を求められる学校や市教委の現場の職員らにとっては、疑問を覚える点もあったかもしれない。しかし、本生徒が大きな心理的苦痛を抱き、また募らせ、その結果転校などの学校生活上の重大な支障が生じたことに加え、重大な精神の疾患をも発症するに至っていることは、真摯に受け止めなければならず、同じ事態を繰り返してはならない。不幸にも発生してしまった重大事態から一つでも多くの教訓を汲み取り、同じ不幸が発生しないよう様々な観点からその対処を見直し、改善を求め続けることこそが、再発防止、ひいてはいじめ防止対策推進法が追及する目的であるところの児童の尊厳保持（教育を受ける権利、心身の健全な成長及び人格の形成、生命又は身体の保護）にとって不可欠と考える。本委員会が問題のある対応であったと指摘した上記の各点は、今後同様の事態が発生することを防ぐための一助になるものと考えている。学校及び市教委においては、本委員会が指摘した点に真摯に向き合い、改善の努力を尽くしていただきたい。

第5章 提言

第4章にて指摘した学校及び市教委の対応の問題点については、学校及び市教委において、自ら振り返りを行い、その問題点の検討と改善の努力を尽くすよう求めるものである。それに加えて、本章では、本委員会が考えた再発防止に向けた具体的な改善方法を提言する。本委員会は、学校や市教委が自ら行う振り返りや改善策の検討に加え、以下の提言内容も十分に踏まえたうえで、さらにより良い、いじめ対策を実践していくことを願っている。

第1 未然防止対応・早期発見対応について

1 未然防止対応の実施

本事案の最初のきっかけは、修学旅行における班決め・グループ決めという学校生活において生徒間のトラブルが生じやすい場面であり、この場面に対応した未然防止対応が実施されなかったことにあるといえる。

そこで、学校においては、いじめアドバイザーやＳＣ、養護教諭などとも連携し、学校生活において仲間外れなどの問題が生じやすい場面を検討・抽出し、各場面において、生徒指導の諸課題の未然防止を狙いとした、組織的・系統的な教育プログラムを実施することが望ましい。

また、抽出された問題が生じやすい場面について、その対応策を事前に検討しておき、実際に問題が生じた場合には、学校内で連携して支援するチームを編成し、組織的に早期に対応することを検討されたい。

2 早期対応の徹底

- (1) 本事案が長期化・複雑化・深刻化した大きな要因の一つは、学校が早期対応において、本生徒が学校の関与を希望しなかったことを理由に、事実確認や関係改善、指導・注意などの具体的な対応を取らなかったことにある。

そこで、学校においては、生徒間の問題を把握した際には、特にいじめと認知すべき事案を把握した場合には、早期対応として、事実確認と関係者間の関係調整を行うことを徹底すべきである。

- (2) その際、被害生徒側から学校による関与を望まない意向が示された場合には、学年担当（担任、学年主任、生徒指導担当）だけでなく、管理職、ＳＣ、養護教諭、

いじめアドバイザーなどと連携し、場合によっては市教委とも連絡・協議し、本生徒の心理状況の評価と支援を行いながら、被害生徒が学校の関与を望まない理由や懸念点を丁寧に聴き取り、その理由や懸念点について学校がどのように対応するのかを、時間をかけて具体的に説明して被害生徒の納得を得る努力を尽くす対応を徹底すべきである。

学校の関与を望まない被害生徒への対応に当たっては、管理職がリーダーシップをとり、学校の方針についての説明を管理職が自ら被害生徒と保護者と面談して説明するなど、被害生徒側に対して学校としての危機感や本気度を示した真摯な対応が求められる。

- (3) なお、この早期対応において学校が丁寧かつ誠実に対応することは、不幸にもトラブルに遭ってしまった被害生徒に安心感を与え、学校との信頼関係の構築にも寄与するものであって、極めて重要であることを学校においては改めて認識しなければならない。

第2 いじめ防止方針の遵守・徹底

本来は言うまでもないことであるが、学校においては、いじめ問題に組織的に対応するため、いじめ防止方針に沿った対応を徹底することが求められる。

具体的には、学校におけるいじめ問題対策の指令塔ともいえるべき常設の対策チームを設置し、形骸化させることなく、年間計画を遵守し、養護教諭やＳＣ、いじめアドバイザーとの情報共有を密に行い、学校として本当の意味で組織的な対応を行わなければならない。また、具体的ないじめを発見した場合には、いじめ対応の実働班となる個別対応班を組織し、常に養護教諭やＳＣ、いじめアドバイザーと情報共有を行いながら、具体的な場面の対応にあたらなければならない。

その際、対策チームについては、少なくとも年間計画を遵守し、構成員全員が出席できる日程を組み、やむを得ず欠席する構成員に対しては事後に会議録などを必ず交付し、対策チーム内での情報共有が確実になされる体制をとらなければならない。

また、個別対応班については、暗黙の了解などの曖昧な対応は許されず、いじめ防止方針の定める構成員による個別対策班を明確に設置することが必要である。そして、個別対策班における議論・検討・対応内容は随時記録化し、構成員の間で確実に情報共有できる体制をとらなければならない。

第3 SCの充実した利活用

いじめ対応においては、被害生徒の心理面を正確に把握・評価し、その心情に寄り添った対応が大前提となる。その際、学校の現場における心理の専門家はSCである。いわば「学校が活用できる最も身近な社会資源」といえる。学校は、その重要性をまずは再認識する必要がある。

そのうえで、上記第2のいじめ防止方針を遵守することにより、いじめ問題を把握した場合において、養護教諭やSCと連携した組織的な対応体制を形式上はとることができる。しかし、いじめ問題が発生したときにだけ連携するのではなく、日常の生徒対応においても、連携の取れやすい関係を維持することが、いじめの早期発見や、実際に連携していじめ問題に対応する際の意思疎通の円滑化につながり、ひいては実効的な対応を確保することにつながるといえる。

そのためには、現在のような希望する生徒・保護者に対する面談相談にだけSCを利用するのではなく、教員との個別面談、保護者・教員へのコンサルテーション、SCを交えた協議（カンファレンス）といった活用方法を積極的に検討すべきである。

なお、本委員会にて検討した具体的な実践方法を3つ紹介する。今後のSCの利活用の方法として参考にされたい。

【例1】 本事案の学校においては、2名のSCがそれぞれ週1回3時間の勤務体制がとられており、2名合計ではSCが週に6時間勤務している。このうち、1時間について、個別事案に関するコンサルテーション、又は協議（カンファレンス）に充てる。学校は、週1回必ずコンサルテーション又はや協議（カンファレンス）の対象事案を準備する。

※ 日頃から個別事案の対応について教員とSCが話合う場がつくられることで、当該事案について心理面からの検討が可能になるだけでなく、教員とSC間の相互理解も進み、信頼関係・協力関係を築くことができる。

※ 学校においては、週1回必ず対象事案を準備することになり、日頃から児童の心理的な問題、学校運営において児童の心理に影響を与えうる事項について意識的になり、潜在的な問題の掘り起こしや、未然予防・早期発見につながる事が期待できる。

【例2】 いじめと認知した場合やいじめの疑いがあると判断した場合には、必ずS

Cによるコンサルテーションや協議（カンファレンス）を実施する（個別対応班におけるSCを入れた協議を含む）。また、原則として、被害生徒及び加害生徒のいずれについてもSCによる面談を実施する。

※ SCは子どもの心理・発達に関する専門的知見を有しており、また相談や悩みを聴く専門家でもあることから、学校が把握・認識していなかった心理的な問題やその支援のためのヒントを得ることが期待できる。

※ 原則として被害生徒や加害生徒とSCとの面談を実施すると学校の基本方針に決めておくことで、学校から生徒や保護者への働きかけが容易になる。

【例3】 SCの教育相談部会や生徒指導部会への参加を原則にする。または、少なくとも部会記録をSCに回覧し、部会での検討内容について専門的知見に基づく意見を聴取することをルール化する。

※ 生徒の心理的な問題については、早期発見と早期対応が重要である。SCが各部会に参加（または記録を確認）することで、問題の早期発見・早期対応が期待できる。また、意見の聴取をルール化することで、SCの関与が形骸化する事態を防ぐことも期待できる。

第4 市教委と学校との連携・情報共有体制の改善

1 定期的な連絡体制のルール化

本事案で市教委は、学校から4月にいじめ認知の報告を受けたのち、7月に再度連絡を受けるまでの間、学校との間で何らの連携や情報共有を行っておらず、そのことがその後の市教委による対応の不適切さにつながった面がある。

そこで、市教委においては、学校からいじめ認知の報告を受けた場合には、その後の経過について漫然と学校からの報告を待つだけでなく、定期的な報告・連絡体制を構築すべきである。

その際、実際の方法論としては、例えば、市教委が学校からいじめ認知の報告を受けた場合には、当該いじめ事案の終了や解決を確認するまでは、原則として学校に1か月（少なくとも2か月）に1回の定期報告を求め、報告が無い場合には市教委から経過確認の連絡を求めたうえ、その内容について市教委からは助言・指導を伝えることを制度化することが考えられる。その際には、学校からの報告書の書式と市教委からの助言・指導用の書式を予め定めておくことが有用である（この間の出来事の有

無、動きが無い場合はその原因、今後の見通し、困っていること・相談したいことなど。当然、自由記載欄も必要である。)

いじめ認知した案件について、定期的に連絡を取り合う体制を構築することで、問題の深刻化や状況の変化に際し、市教委と学校の間において迅速・柔軟な協力体制や意思疎通も取りやすくなると考えられる。市教委においては、特にいじめ認知の報告を受けた案件について、学校との定期的な連絡体制を早急に構築すべきである。

2 いじめ対応における協働体制の再確認

本事案においては、市教委が対応するに際して学校に協力を求めたところ、学校からの協力が十分に得ることができなかった場面も見受けられた。しかし、いじめ問題への対応は、まずは学校が対応し、学校だけでの対応が難しい場合には市教委と連携・協力して対応する必要がある。

その際、たとえ被害生徒が転校したとしても、学校はいじめ対応を最後まで行わなければならないのは当然であり（被害生徒への支援のほか、加害生徒への対応や、周囲・全体への指導もある。）、学校においてはこの点を再確認する必要がある。

また、生徒への対応窓口が市教委となる場合であっても、学校は市教委と協力・協働していじめ問題に対応する必要がある、特に事実確認や関係者への連絡など実働面については、市教委の指示のもとに学校が主に対応する必要がある。市教委は市教委で、学校は学校で、などのいわばセクショナリズムのような発想での対応が不適切であることを再確認する必要がある。

第5 事実確認の方法についての再確認

1 事実確認の手順

本事案においては、学校における事実確認の方法が不適切であった。いじめ対応については、正確な事実確認を行うことが、被害生徒への支援・対応や加害生徒への指導の基礎となることから、非常に重要であり、その適切な方法について再確認する必要がある。

本委員会が考える、最低限必要と考える事実確認の手順は、次のとおりである。

① 被害生徒からの聴き取り・資料確認

聴き取り内容や提供を受けた資料から被害生徒の主張する事実関係を記録化し、被害生徒と内容を確認する。

② 関係者（加害生徒を含む）からの聴き取り・資料確認

聴き取り内容や提供を受けた資料から学校が認定した事実関係を記録化し、加害生徒と内容を確認する。その際、加害生徒が複数の場合には、加害生徒間に認識の違いが無いかを確認し、違いがある場合には、更なる調査などを行い、最終的に学校としての事実認定を行う。学校が認定した内容については、加害生徒全員に説明する。

③ 学校が認定した内容の被害生徒への説明

②の結果として学校が認定した内容を記録に基づき説明する。その際、被害生徒が疑問を持つ点や、不明確であると感じた部分を確認し、その解消に努める。

必要に応じて、上記①②の手順を繰り返す。

以上は、被害生徒に寄り添った事実確認を行うために最低限不可欠な手順であると考えられる。なお、事実確認の手順を尽くしても、結局、事実関係が不明となる場合も当然ありうる場所である。しかし、上記の手順を尽くすことは、いじめ被害にあった被害生徒の不安解消や、学校から指導を受ける加害生徒の納得にとっても重要であることから、その努力を惜しんではならない。

また、S Cは、生徒から相談や悩みを聴くことの専門家である。いじめ対応において、被害生徒や加害生徒、関係者からの聴き取りの際に、聴き取り内容の検討だけでなく、実際の聴き取りの場面においても、S Cの活用を検討されたい。

2 生徒同士の話し合い

事実確認の後に、生徒同士の話し合いを実施することが考えられる。しかしその場合には、慎重に事前準備を行う必要がある。間違っても、不用意にお互いの言いたいことを直接言い合うような方法をとったり、事実確認の一つの方法として実施してはならない。

学校が行う生徒同士の話し合いの場は、いじめ対応の中であったとしても、教育の一環として実施されなければならない。生徒同士による言い争いの場や、生徒自身による追及や事実確認の場とならないように注意する必要がある。

そのためには、事前に事実確認を丁寧に行い、共通の前提をよく確認しておく必要がある。そのうえで、話し合いの目的（謝罪、意見や心情の伝達、今後の関係についての話し合いなど）を明確にしておくことが必要である。さらには、学校において生徒双方がどのような話をするのかを事前に把握・確認したうえで、実際の話し合いの場では

学校がその場をコントロールする必要がある。

以上の条件がそろっていない場合には、生徒同士の話合いの結果、問題がより複雑化・深刻化する危険があることを再認識する必要がある。

3 記録の作成方法

なお、学校が組織的に対応するためには、調査結果や認定した事実関係を正確に共有することが不可欠であり、そのためには正確な記録の作成が重要となる。記録の作成にあたっては、作成者、作成日のほか、その内容については、事実（聴取結果や認定結果）と作成者の評価・意見が明確に区別できるようにしなければならない。そして当然であるが、他者が見てもその内容が分かるようにしなければならない。

正確な記録の作成は、いじめ対応のみならず、組織的な学校運営にとって不可欠であるにもかかわらず、本事案における学校の記録の作成状況は、本委員会にとって非常に不安を覚えるものであった。学校及び市教委は、学校現場における記録作成の方法について、根本から見直し、研修の実施などを通じて、各教員に指導して習熟させることが早急に求められる。

第6 SNS問題への取組み

本事案では、学校においてSNSに関する問題は学校の管理外であるとの認識が散見されたことから、このような認識は早急に改める必要がある。学校のいじめ防止方針だけでなく、国から出されている各種のインターネットを通じた問題に対する学校の取組姿勢などの方針をよく確認し、まずは管理職が良く理解し、教員らに浸透させなければならない。市教委も、学校に指示を行い、改めて各学校におけるSNS問題への取り組みを指導することが望ましい。

また、実際にSNSを利用したいじめ問題が発生した場合には、できる限りその内容を確認し、記録を残しておく対応をとる必要がある。また、その内容が伝わっている範囲を確認し、更なる拡散を防止するための対応（閲覧者に対する指導注意など）を取ることも必要である。その際、被害生徒への説明や不安感の解消のためには、その具体的な内容を正確に把握しておくことと、拡散防止のための措置を丁寧に説明することも求められる。また、加害生徒への指導・注意の際にも、実際の書き込み内容に基づく指導・注意をしないと、再発防止の効果が薄くなることも認識しておく必要がある。

第7 被害生徒の声に真摯に向き合うことの重要性

- 1 いじめ問題については、一見大きな問題に見えなかったとしても深刻な結果につながっていく可能性を常に秘めていることを、改めて認識することが必要である。そして、生徒が心理的苦痛を感じる問題については、教員だけではなく、SCなどの教員以外の社会資源も積極的に活用して、被害生徒の心情を慎重に評価し、これに寄り添いつつ、早期の対応に務める必要がある。

この点、児童心理に関する知見や研究は日々発展しており、また生徒を取り巻く科学技術や文化的環境も進化・変化を続けていることから、いじめの内容やそれが生徒に与える影響も日々変化し続けている。管理職をはじめとする教職員ら学校関係者においては、漫然と過去の自身の知見や経験則だけでいじめの内容や深刻度を判断する場合には、生徒に重大な被害が生じる結果を引き起こす可能性があることを、改めて自覚する必要がある。

- 2 また、早期対応が重要であることと、慎重な事実確認よりも早期解決を優先して対応することは、全く別であることを明確に認識する必要がある。

いじめ対応においては、早期対応の結果、幸いにも早期解決が実現することはある。しかし、被害生徒の心情を慎重に汲み取った丁寧な対応よりも、早期解決自体が優先目標となってしまう。早期解決、事態の鎮静化が優先され、被害生徒に寄り添った慎重な事実関係の調査などが不十分なまま、拙速な対応（正確な事実確認をおざなりしたままでの生徒同士の話し合いなど）が行われると、場合によっては一旦早期の鎮静化が実現するかもしれない。しかし、このような鎮静化は、被害生徒の心情にわだかまりや不安などを残したままの、かりそめの鎮静化に過ぎず、本質的・抜本的な解決とはいえない。その結果、その後において更に複雑化・深刻化した形で問題が再燃し、長期化するおそれがある。そして最終的には、被害生徒を中心とした関係する生徒らに大きな心の傷を負わせる結果に至りかねない。

- 3 学校及び市教委においては、いじめ対応に際し、早期解決を目指すあまりに被害生徒の声を蔑ろにしてはいないか、常に自覚的でなければならない。そして、被害生徒の声に真摯に向き合うことが最も重要であることを忘れることなく、いじめ対応にあたらなければならない。

第6章 おわりに

本委員会は、調査を通じて、本生徒や生徒Aら4名の心の動きやその時々的心情について、できる限り理解するように努めた。そして、本事案の経過が、中学生という時期にあった生徒らにどのような影響を与えたのかを頭に置いて、調査を行ってきた。本報告書のおわりに当たり、この視点から本委員会が感じた率直な想いを、一言述べたい。

本生徒や生徒Aら4名は、思春期という友人関係の重要性が高まる発達段階にあった。人間の発達段階において、社会性を身に付けるために必要かつ不可欠な段階である。しかし同時に、友だちとの関係が人生の一大事になり、そこでのつまずきは本人にとって絶望につながるほどの重大事と感じられる時期でもある。

また、この時期は、心も体も成長の途上にあるため不安を抱えやすい時期にあるものの、それと同時に、さまざまな経験によって心が育っていく時期でもある。友だちとのトラブルは、それにどう向き合い、どのように解決に導いていくかを学ぶ機会にもなりうる。こうした経験を通して生徒たちは、自分も相手も大切にするコミュニケーションや、感情をコントロールすることなど、多様な人間がいる社会において、よりよく生きていくうえで必要な力を育んでいく時期でもある。

このように、本生徒や生徒Aら4名は、成長段階として心身ともに不安定な時期であると同時に、多様な経験を通じてその人格が大きく発達する可能性を秘めた時期にあった。このような時期における保護者や学校、市教委といった周囲の大人による関与・支援は、生徒らの人格の発達にとって、様々な方向に大きな影響を与えうるといえる。

本事案では、第4章にて述べたとおり、学校や市教委の対応について、未然防止対応や早期対応、多様な専門職との連携による生徒らの心情に配慮した丁寧な対応がなされたとは認められなかった。本生徒及び生徒Aら4名は、本事案を通じ、生徒自身がお互いを理解し、また、より親密な人間関係を築く経験を学び獲得する機会になり得たかもしれない。しかし、5人の生徒たちはその経験によって成長する機会を失ったとも言える。学校や市教委は、このことをよく理解しなければならない。

本報告書においては、学校や市教委の対応について、多くの問題点を指摘し、今後の改善を求めている。その背景には、上記のような本委員会の想いが込められていること

を理解してほしい。

学校や市教委においては、本報告書の指摘だけでなく、本委員会も驚くような、より実効的な改善策を自ら検討・実行することを期待する。そして、野々市市内の児童生徒らが健全に育ち、また、つまずきすらも人格の成長のための機会として活かせるような、充実した教育体制が構築されていくことを切に願っている。

以 上